

第3期
沼田市
子ども・子育て支援事業計画

子どもが 親が 地域が 元気！
みんなで育てる沼田の子

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
沼田市



はじめに

子どもは、生まれながらにして、自らが育つ力と多くの可能性をもっています。そして、子どもたち一人ひとりが、個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、生まれた環境や生活状況などに関わらず、権利の主体として、人権が尊重されなければなりません。そのためには、子育て世帯だけではなく、地域や学校、行政などが連携して、子どもたちを見守り、育てていくことが重要です。

国においては、令和5年度に新たに「こども家庭庁」を創設し、更に次元の異なる少子化対策の実現に向けて、「こども大綱」や「こども未来戦略」が策定されました。「こども未来戦略」では、「加速化プラン」が示され、令和6年6月には子ども・子育て支援法などの少子化対策関連法が成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進の具体的な施策が示されました。我々、子育て支援施策の多くを担う地方自治体としても、国や県と連携し役割を果たしていく所存です。

本市では、2015年（平成27年）3月に策定した、第1期沼田市子ども・子育て支援事業計画から、「子どもが 親が 地域が 元気！ みんなで育てる沼田の子」を基本理念に掲げ、様々な施策に取り組んでまいりました。この度、現行の第2期計画の計画期間が終了を迎えることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする、第3期沼田市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

本計画を策定するに当たり、就学前児童や小学生をもつ市民の皆様に対してニーズ調査を実施し、この調査結果を反映させながら、「沼田市子ども・子育て会議」において、事業計画の内容をご審議いただき進めてまいりました。沼田市の子どもたちのウェルビーイングが促進・保障される環境の下で、子どもたちが育ち、学びを深め、よりよい社会や人生を切り拓いていけるように、関係機関や団体と一体となり施策等の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、ニーズ調査などを通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や、様々な観点からご審議をいただきました「沼田市子ども・子育て会議」の委員の皆様及び関係各位のご協力に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

沼田市長

星野 稔



目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の根拠となる法律	2
3 計画の期間	4
4 計画の位置づけ	4
5 SDGsの位置づけ	5
第2章 沼田市の子ども・子育てを取り巻く状況	6
1 統計から見た沼田市の現状	6
(1) 総人口の推移	6
(2) 出生数・合計特殊出生率の推移	8
(3) 未婚率の推移	9
(4) 女性の就業状況	10
(5) ひとり親世帯の状況	11
2 人口の将来推計	12
(1) 総人口と年代構成の将来推計	12
(2) 子ども年齢別将来推計	13
3 子育て支援サービスなどの状況	15
(1) 教育施設の状況	15
(2) 保育施設の状況	16
(3) 子育て支援サービスの状況	18
(4) 小中学校の状況	20
(5) 教育・保育施設の位置	21
(6) 子どもや家庭に関する相談対応の状況	22
(7) 子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み・確保と実績の状況	24
4 アンケート結果から見る本市の現状	29
(1) 調査の概要	29
(2) 結果の概要	30
5 第2期計画のふりかえり	42
第3章 計画の基本的な考え方	44
1 基本理念	44
2 基本目標	45
基本目標1 安心して子どもを産み・育てられる環境をつくる	45
基本目標2 ゆとりを持って子育てできる環境をつくる	45
基本目標3 全ての子どもが暮らしやすい環境をつくる	45
3 計画の体系	46
4 教育・保育提供区域	46
第4章 量の見込みと提供体制・確保の方策	47
1 教育・保育のニーズ量及び確保の方策	47
(1) 教育・保育認定の区分	47
(2) 幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）	48
(3) 保育所（園）・認定こども園等（2号認定、3～5歳児）	48
(4) 保育所（園）・認定こども園等（3号認定、0～2歳児）	49

2 地域子ども・子育て支援事業の推進	50
(1) 利用者支援事業	50
(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	51
(3) 妊婦健康診査事業	51
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	52
(5) -1 養育支援訪問事業	52
(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	53
(6) 子育て短期支援事業	53
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援）	54
(8) 一時預かり事業	55
(9) 延長保育事業	56
(10) 病児保育事業	57
(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	58
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	59
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	59
(14) 子育て世帯訪問支援事業	60
(15) 児童育成支援拠点事業	60
(16) 親子関係形成支援事業	60
(17) 妊婦等包括相談支援事業	61
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	61
(19) 産後ケア事業	62
第5章 施策の展開	63
基本目標1 安心して子どもを産み・育てられる環境をつくる	63
基本方針1 妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援	63
基本方針2 子どもと母親の健康支援	65
基本目標2 ゆとりを持って子育てできる環境をつくる	67
基本方針3 ゆとりのある楽しい子育ての支援	67
基本方針4 子育て・暮らし・仕事のバランスづくりの支援	68
基本方針5 子どもたちが楽しく学び・暮らせる環境づくり	69
基本目標3 全ての子どもが暮らしやすい環境をつくる	70
基本方針6 児童虐待防止対策の強化	70
基本方針7 ひとり親家庭の暮らしの支援	71
基本方針8 障害児施策の充実	72
基本方針9 子どもの貧困対策の推進	72
第6章 計画の推進体制・進行管理	73
1 推進体制	73
2 進行管理	73
資料編	74
1 計画策定の経過	74
2 沼田市子ども・子育て会議条例	75
3 沼田市・子ども・子育て会議委員名簿	76

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育と地域の子育て支援について、実際の利用状況や利用希望を把握し、これらを踏まえて事業量を見込み、確保すべき体制や機能とその実施時期を示すことで、地域の状況や利用者ニーズに応じた提供体制を確保するための計画です。

本市では、平成27（2015）年に第1期となる「沼田市子ども・子育て支援事業計画」、令和2（2020）年にはその第2期計画を策定し、子どもの健やかな成長の支援、教育・保育ニーズへの対応や、子どもとその家庭の暮らしを支える体制の確保、ワーク・ライフ・バランスを実現するための体制づくりや意識改革等、子どもとその家庭が暮らしやすいまちづくりに努めてまいりました。

しかし、この間も子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化し続け、特に人口減少と少子化・高齢化による人口構造の変化は、全国的により深刻な課題として捉えられるようになってきました。本市においてもその影響は大きく、特に子どもの教育・保育を支える機能の維持が課題となっています。

また、家族の形態や人々の価値観と暮らし方・働き方などの多様化だけでなく、情報化や国際化の進展、気候変動や自然災害の激甚化、感染症の流行など、地球規模での変化が急速に進んでいます。

このような変化の中にあっても、子どもとその家庭がより暮らしやすいまちづくりを継続して進めるために、令和6（2024）年度を終期とする第2期計画までの取組を活かすとともに、より広い視野で取り組むための計画として、令和7（2025）年度から始動する「第3期沼田市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の根拠となる法律

本計画は、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、子どもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定める法律として、「こども基本法」（令和4年法律第77号）が施行され、国や都道府県、市町村など社会全体で子どもや若者に関する施策を進めることが示されており、その方向性を踏まえたものとしします。

こども基本法（令和四年法律第七十七号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

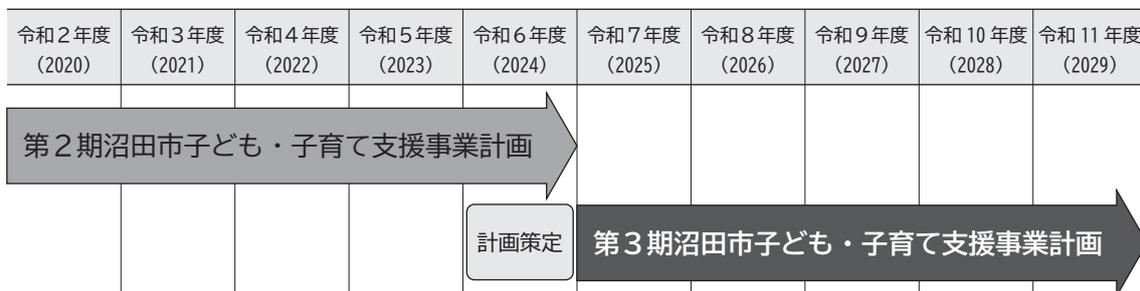
- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 計画の期間

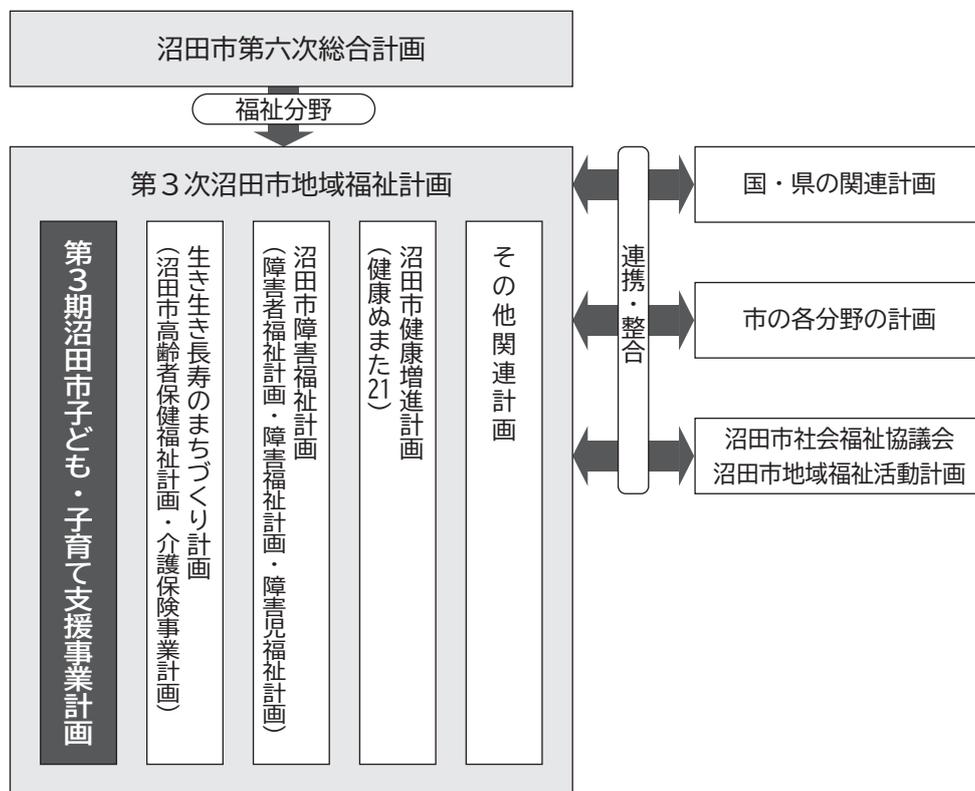
本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年とします。



4 計画の位置づけ

本計画は、法令や国・県の関連する計画の方向性を踏まえるとともに、本市のまちづくりの最上位計画「沼田市第六次総合計画」（計画期間：平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10か年）に基づき、「第3次沼田市地域福祉計画」（計画期間：令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年）を福祉分野の上位計画として、他の関連する計画との整合を図り、調和するものとします。

また、策定にあたって、第2期計画における施策や事業の評価とそれによる課題を踏まえるものとします。



5 SDGsの位置づけ

SDGsは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、平成27（2015）年の「国連持続可能な開発サミット」で採択された国際社会全体の目標です。

貧困、飢餓、エネルギー、気候変動、平和など広範な分野にわたる17の目標が設定され、SDGsの理念「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」に基づき、国連加盟の全ての国が令和12（2030）年までの達成に向けて取り組んでいます。

本市では、各分野の計画にSDGsを位置づけ、持続可能なまちづくりに向けた施策推進を図っています。本計画でも、子どもの育ちと子育ての支援を将来にわたって展開するために、17の目標全体を見据えながら、特に以下の11の目標を位置づけることとします。



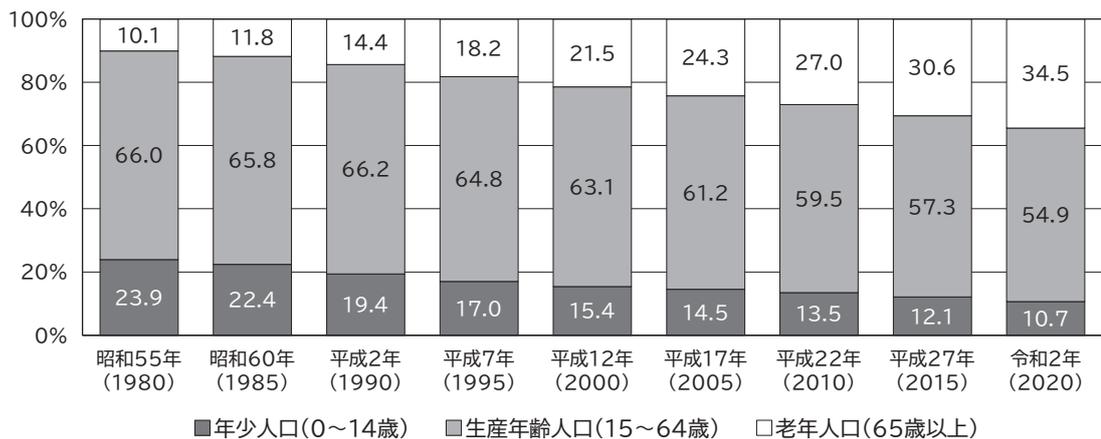
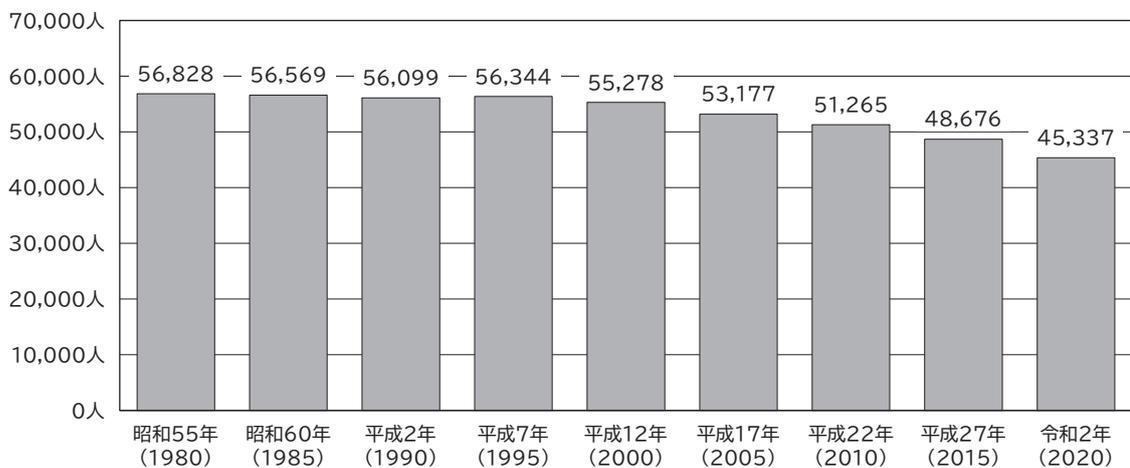
第2章 沼田市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計から見た沼田市の現状

(1) 総人口の推移

国勢調査によると、本市の総人口は、平成7（1995）年以降、減少傾向に転じています。

人口の推移を年齢3区分で見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は、人数、割合のいずれも昭和55（1980）年から減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）は、人数、割合のいずれも増加傾向が続いています。

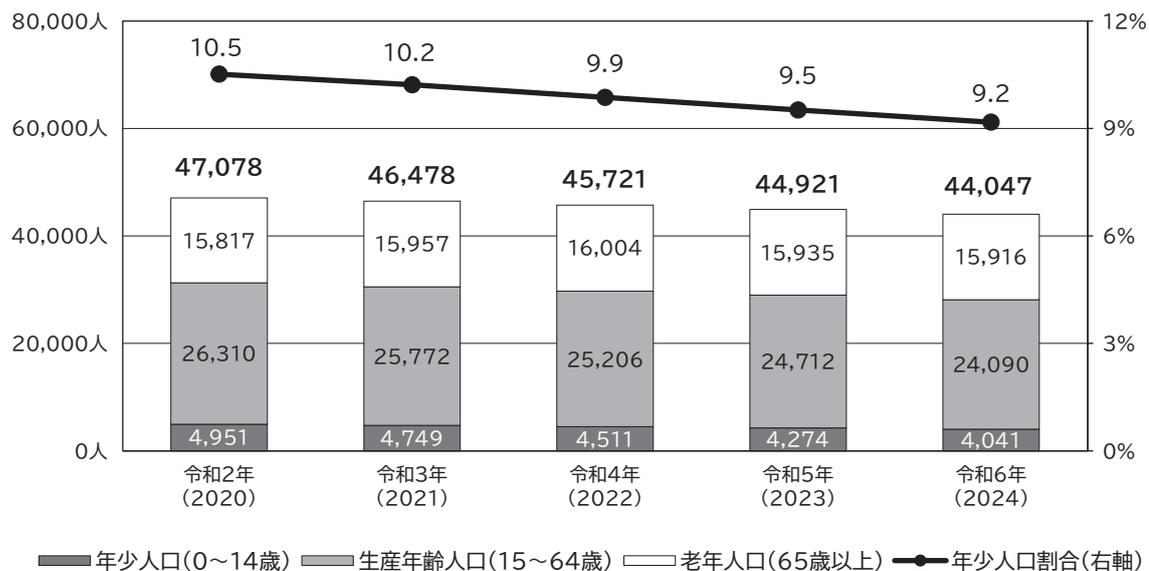


* 下図は各年齢別人口の総計（年齢不詳を除く）に占める各年齢区分人口の割合。小数点第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100.0%にならないことがある

資料：国勢調査（総務省統計局）

令和2（2020）年以降の人口推移について住民基本台帳で見ると、総人口、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあります。一方、老年人口は、令和4（2022）年まで年々増加していましたが、令和5（2023）年には減少に転じており、令和5（2023）年以降、全ての年齢区分で減少傾向となっています。

年少人口については、令和2（2020）年から令和6（2024）年までの4年間で900人以上、毎年200人以上減少しています。また、年少人口が総人口に占める割合は低下傾向にあり、令和4（2022）年以降は1割未満となっています。

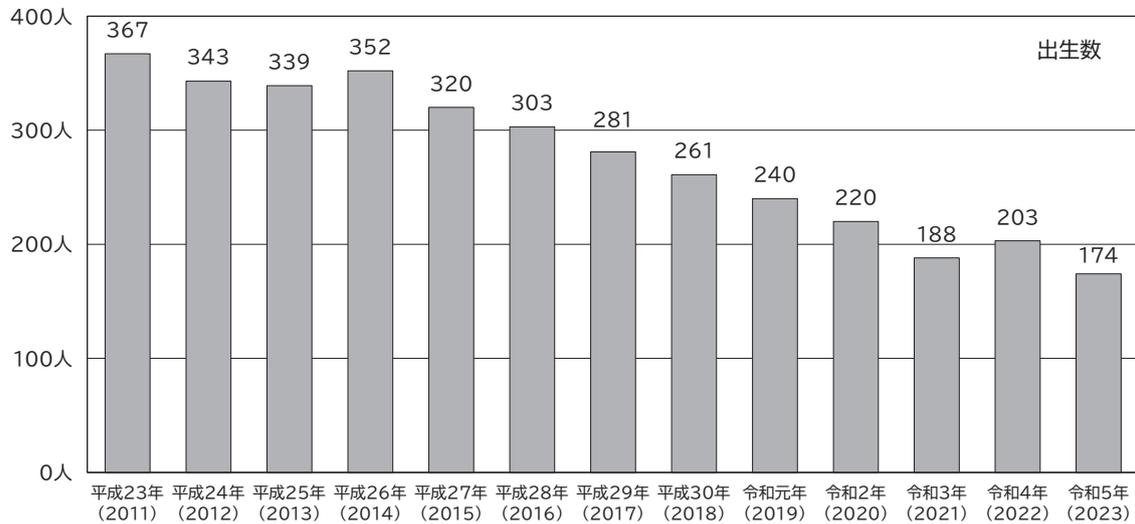


* 太数字は総人口

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

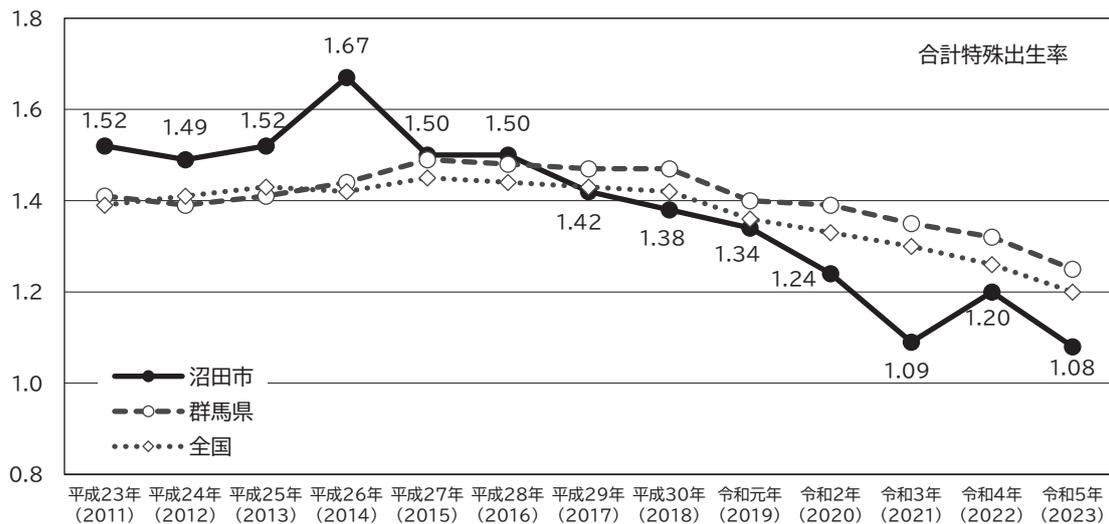
(2) 出生数・合計特殊出生率の推移

出生数は、おおむね減少傾向にあり、平成 29（2017）年に 300 人を下回り、近年は 200 人前後で推移しています。



資料：群馬県人口動態統計（確定値）

合計特殊出生率[※]は、平成 28（2016）年まで群馬県や全国の平均を上回っていましたが、平成 29（2017）年以降はそれらを下回る状況が続いています。

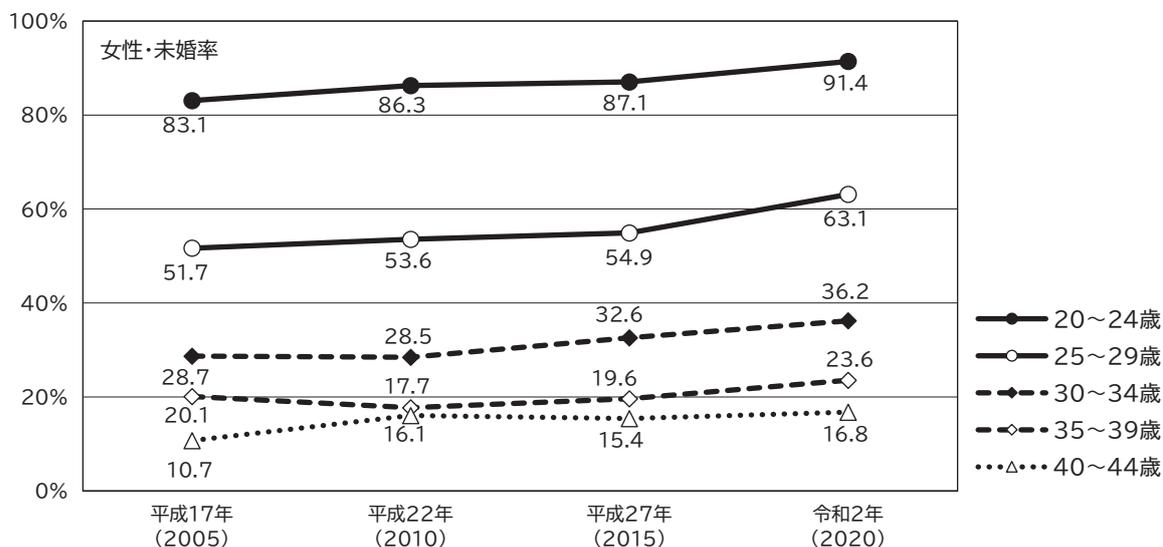
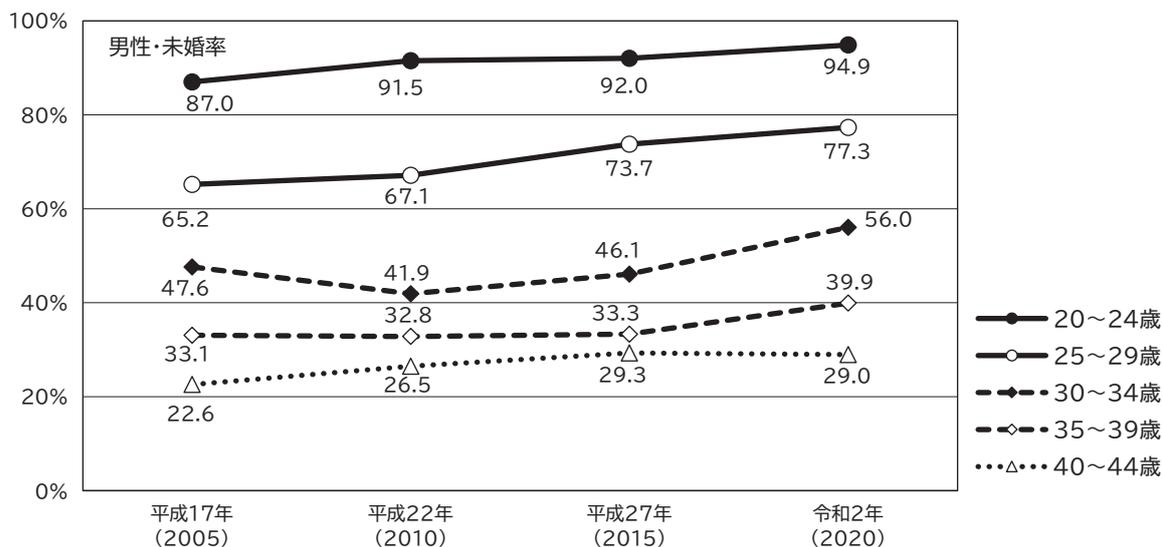


資料：群馬県人口動態統計（確定値）

※ 合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当

(3) 未婚率の推移

未婚率は、男女とも39歳以下では高くなる傾向にあります。その中でも、25～29歳は、平成17（2005）年から令和2（2020）年の15年間で、未婚率が男女とも10ポイント以上上昇しています。



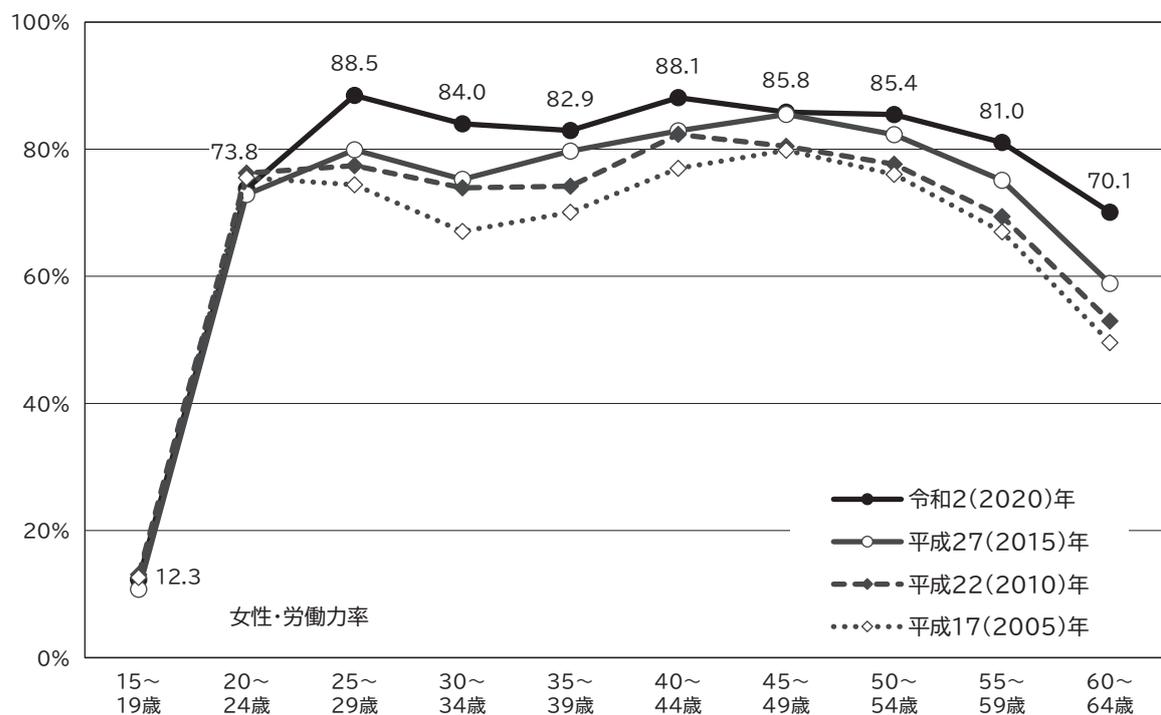
資料：国勢調査（総務省統計局）

* 平成22（2010）年までは性別各年齢区切の未婚者数を性別各年齢区切人口（不詳を含む）で除して算出、平成27（2015）年以降は「未婚率」としての公表値

(4) 女性の就業状況

女性の労働力率^{*}は、結婚や出産・育児にあたる時期に低くなり、育児が落ち着いた時期に再び高くなる「M字カーブ」を描くといわれています。

平成27(2015)年までは、「M字」の谷が30～34歳で見られ、その後の40歳代で最も高くなっています。しかし、令和2(2020)年は、「M字」の谷がそれまでより高い年代の35～39歳で見られます。また、令和2(2020)年は、25～29歳が最も高く、25歳から59歳までいずれの年代も労働力率が8割以上となっており、全体的な労働力率の上昇と、年代による差が小さくなる傾向にあります。



資料：国勢調査（総務省統計局）

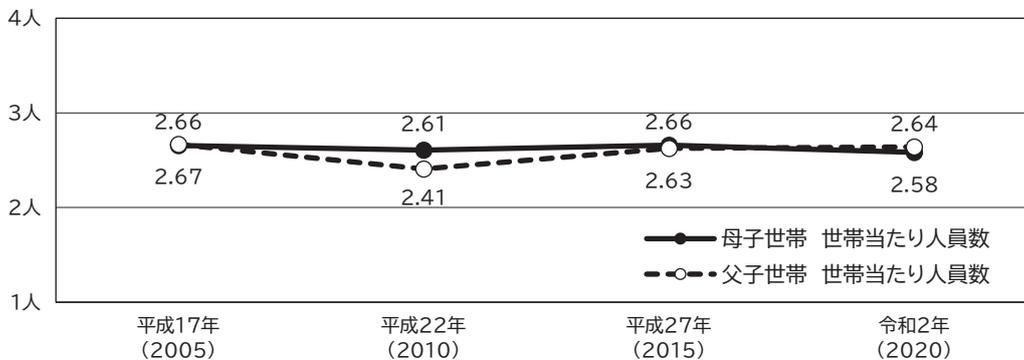
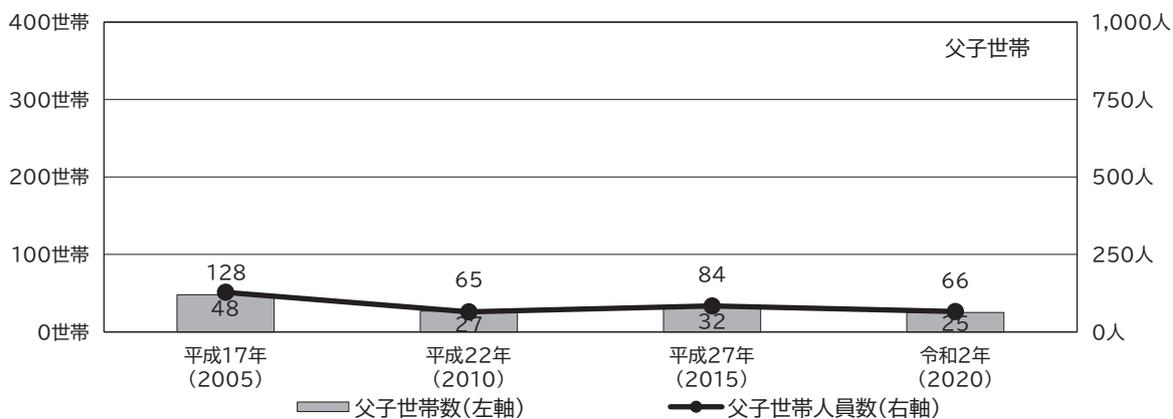
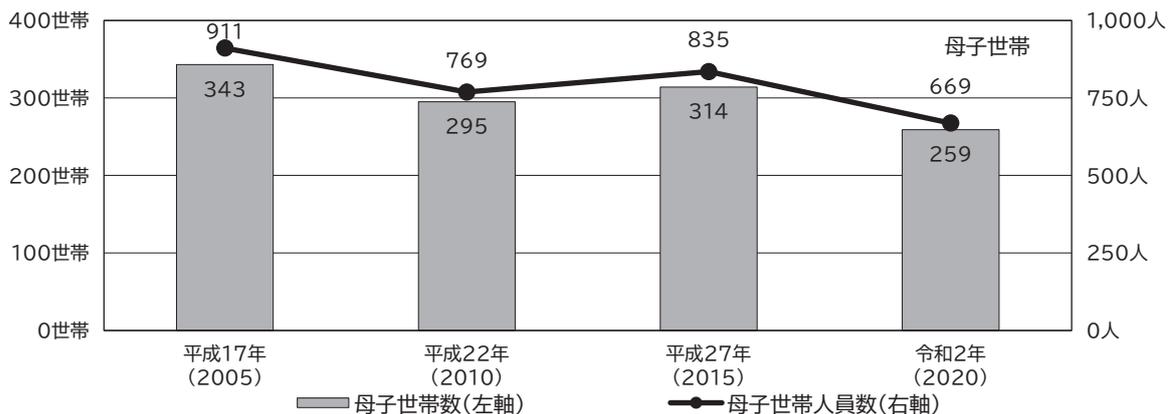
* 平成22(2010)年までは各年齢区切りの労働力人口を総数（労働状況不詳を除く）で除して算出、平成27(2015)年以降は「労働力率」としての公表値

※労働力率：人口に占める労働力人口（15歳以上の就業者＋完全失業者）の割合

(5) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況は、年によって変動がありますが、母子世帯は、世帯数、世帯人員数のいずれもおおむね減少傾向で推移しています。一方、父子世帯は、世帯数や世帯人員数の大きな変化は見られません。

母子世帯、父子世帯それぞれの世帯当たり人員数に大きな差は見られず、年による大きな変化も見られません。



資料：国勢調査（総務省統計局）

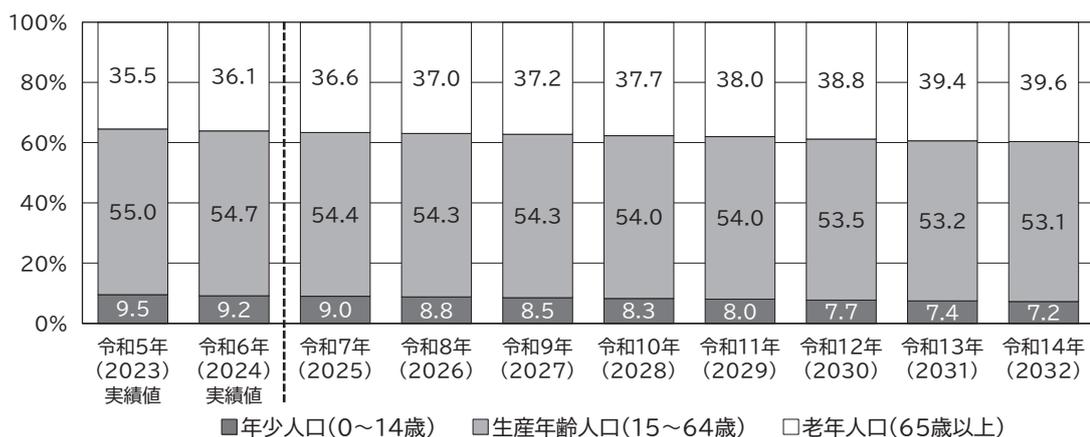
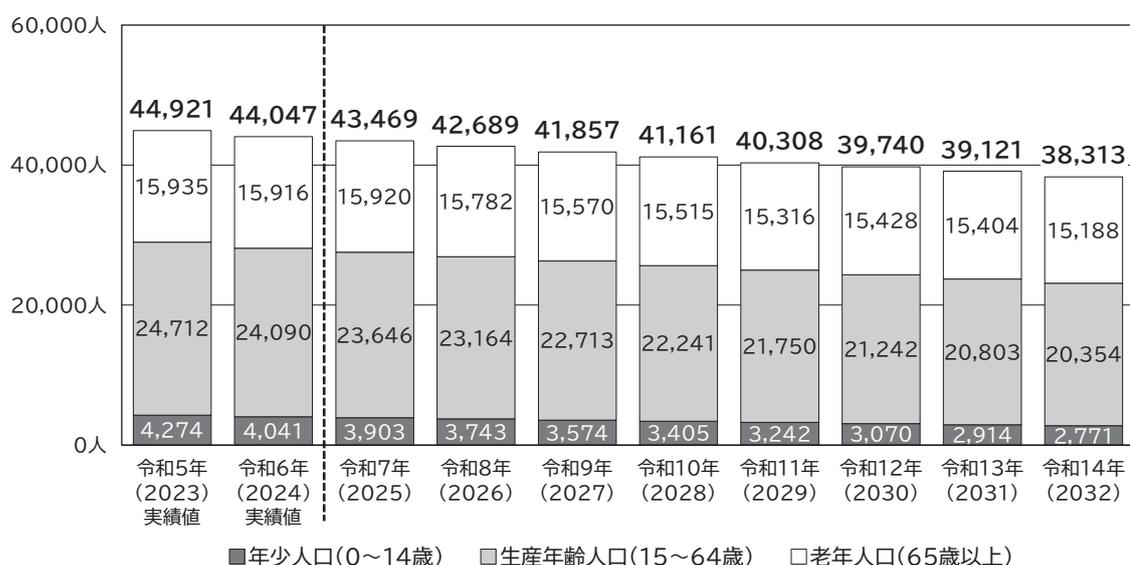
* 他の世帯員がいる世帯を含まない

2 人口の将来推計

(1) 総人口と年代構成の将来推計

令和 14（2032）年までの人口の将来推計を見ると、総人口は減少傾向が続き、令和 12（2030）年には、4 万人を下回ると見込まれます。

年齢 3 区分では、いずれの年齢区分も減少傾向となっています。また、各年齢区分が総人口に占める割合では、年少人口や生産年齢人口の割合は、緩やかに低下する一方、老年人口の割合は、上昇すると見込まれます。



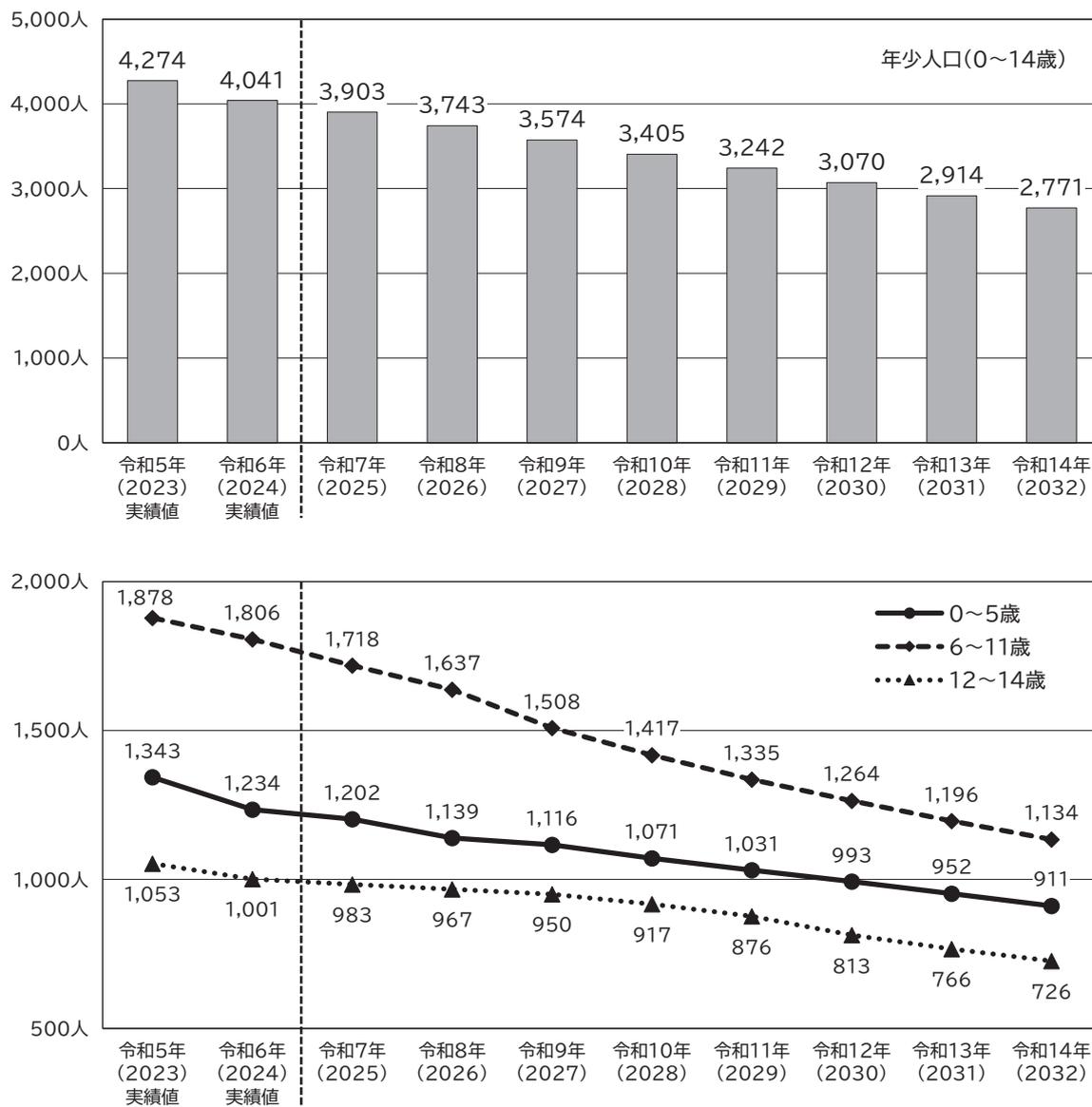
* 上図の太数字は総人口。令和 5（2023）年、令和 6（2024）年は住民基本台帳人口の 4 月 1 日現在の実績値、令和 7（2025）年以降は住民基本台帳人口（令和 2（2020）年から令和 5（2023）年の 4 月 1 日現在の実績値）に基づきコーホート変比率法による推計値

* 下図は各年齢別人口の総計に占める各年齢区分人口の割合。小数点第 2 位を四捨五入して表示しているため、合計が 100.0%にならないことがある

(2) 子どもの年齢別将来推計

令和14(2032)年までの人口の将来推計を年少人口(0~14歳)について見ると、減少傾向が続き、本計画の計画期間である令和7(2025)年から令和11(2029)年までの5か年で660人以上の減少が見込まれます。

年代別では、小学生に該当する6~11歳の減少傾向が特に顕著で、令和11(2029)年には、令和7(2025)年の8割未満になることが見込まれます。



* 上図は「(1) 総人口と年代構成の将来推計」で表示する値のうち「年少人口(0~14歳)」の再掲。令和5(2023)年、令和6(2024)年は住民基本台帳人口の4月1日現在の実績値、令和7(2025)年以降は住民基本台帳人口(令和2(2020)年から令和5(2023)年の4月1日現在の実績値)に基づきコーホート変化率法による推計値

本計画の計画期間である令和7（2025）年から令和11（2029）年における、0～14歳の各年齢別の人口の将来推計を以下に示します。

推計人口 (人)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	179	172	164	158	152
1歳	187	184	177	169	163
2歳	199	189	186	179	171
3歳	206	195	185	182	175
4歳	191	207	196	186	183
5歳	240	192	208	197	187
6歳	250	237	190	206	195
7歳	257	251	238	191	207
8歳	278	257	251	238	191
9歳	298	278	257	251	238
10歳	319	297	277	256	250
11歳	316	317	295	275	254
12歳	325	313	314	292	272
13歳	330	324	312	313	291
14歳	328	330	324	312	313
0～14歳計	3,903	3,743	3,574	3,405	3,242

* 住民基本台帳人口（令和2（2020）年から令和5（2023）年の4月1日現在の実績値）に基づきコーホート変化率法による推計値

3 子育て支援サービスなどの状況

(1) 教育施設の状況

公立幼稚園は、令和2（2020）年度に榛名幼稚園と利南東幼稚園を利南幼稚園に統合、池田幼稚園を薄根幼稚園に統合し、2園となりました。また、認定こども園（教育認定）は、4園（私立）となっており、本市の幼児教育施設は、合わせて6園（令和5（2023）年度末時）となっています。

入園者数は、公立幼稚園、認定こども園（教育認定）のいずれも、各年度とも定員以内となっており、全ての利用希望に対応し、質の高い教育の提供に努めています。

区分		単位	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
公立幼稚園	施設数	園	5	2	2	2	2
	定員数	人	204	100	100	100	100
	入園者数	人	67	62	55	34	24
	入所率	%	32.8	62.0	55.0	34.0	24.0
認定こども園 (教育認定)	施設数	園	4	4	4	4	4
	定員数	人	155	155	120	105	90
	入園者数	人	134	96	98	77	70
	入所率	%	86.5	61.9	81.7	73.3	77.8

*入所率は、定員数に占める入園者数の割合

資料：子ども課（各年度末現在）

(2) 保育施設の状況

ア 認可保育施設

認可保育施設のうち、公立保育園は、令和5（2023）年度にぬまた東保育園を廃止し、4園となりました。また、私立保育園が3園、認定こども園（保育認定）が4園、地域型保育事業施設（事業所内保育事業）が1園、へき地保育所が1園となっています。

入園者数は、公立保育園、地域型保育事業施設及びへき地保育所では、各年度とも定員以内となっていますが、私立保育園、認定こども園（保育認定）では、各年度とも入園者数が定員を上回る状況となっています。

区分		単位	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
公立保育園	施設数	園	5	5	5	5	4
	定員数	人	479	479	479	479	414
	入園者数	人	344	314	277	249	219
	入所率	%	71.8	65.6	57.8	52.0	52.9
私立保育園	施設数	園	3	3	3	3	3
	定員数	人	290	290	290	290	290
	入園者数	人	348	347	324	314	300
	入所率	%	120.0	119.7	111.7	108.3	103.4
認定こども園 (保育認定)	施設数	園	4	4	4	4	4
	定員数	人	360	370	380	380	370
	入園者数	人	399	425	421	409	384
	入所率	%	110.8	114.9	110.8	107.6	103.8
地域型保育事業施設等 (事業所内保育・へき地)	施設数	園	2	2	2	2	2
	定員数	人	40	40	40	40	40
	入園者数	人	22	20	14	17	17
	入所率	%	55.0	50.0	35.0	42.5	42.5

*入所率は、定員数に占める入園者数の割合

資料：子ども課（各年度末現在）

イ 認可外保育施設

認可外保育施設は、5園となっています。

種別	施設名	定員
事業所内(企業主導型保育施設※)	ひだまり保育園	90人
事業所内	群馬ヤクルト沼田センターキッズルーム	11人
病院内	沼田脳神経外科循環器科病院 輝き保育園	50人 (うち学童保育定員6人)
夜間	ナイター保育「もこもこ」	16人
一般認可外	水と森のようちえん こもんず	15人

資料：認可外保育施設（設置届又は設置報告提出施設）一覧（個人の居宅訪問型保育事業以外）（令和4年3月31日付け）（群馬県）

※ 企業主導型保育施設：国が行う「企業主導型保育事業」によって施設の設立や運営のための助成を受けている保育施設。
企業主導型保育事業は、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28（2016）年度に開始した企業向けの助成制度

ウ 保育施設待機児童数

本市の保育施設（認可・認可外）数は、令和5（2023）年度末現在で18園となっており、保育所等利用待機児童数は0人となっています。

(3) 子育て支援サービスの状況

ア 保育施設における一時預かり事業

家庭での乳幼児の保育が困難となった際に、一時的に預かり、必要な保育を行うもので、幼稚園に在籍する園児については、認定こども園3か所、それ以外の乳幼児については、公立保育園2か所、認定こども園1か所と、ファミリー・サポート・センターの、合わせて7か所で実施しています。

区分		単位	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保育施設における 一時預かり事業	施設数	か所	7	7	7	7	7
	延べ利用者数	人	1,633	1,072	1,362	1,061	687

資料：子ども課（各年度末現在）

イ 病児保育事業

病児を対象として、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行うもので、体調不良児対応型が令和5（2023）年度から1か所増え、病児対応型1か所、体調不良児対応型2か所で実施しています。

区分		単位	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
病児保育事業 (病児対応型)	施設数	か所	1	1	1	1	1
	延べ利用者数	人	185	47	193	248	238
病児保育事業 (体調不良児対応型)	施設数	か所	1	1	1	1	2
	延べ利用者数	人	105	44	12	26	629

資料：子ども課（各年度末現在）

ウ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に通う児童を対象として、授業の終了後や長期休業期間等に、遊びを主とした生活指導を行うもので、令和5（2023）年度から1か所増え、16か所で開設しています。

区分		単位	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
放課後児童クラブ	施設数	か所	15	15	15	15	16
	登録児童数	人	568	475	573	588	576

資料：子ども課（各年度5月1日現在）

エ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

0歳から就学前までの子どもとその家族が、気軽に集い、相互に交流する機会を提供するとともに、子育てについての相談対応や情報提供等を行うもので、業務委託により3か所で運営しています。

区分		単位	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
子育て支援センター	施設数	か所	3	3	3	3	3
	延べ利用者数	人	24,805	16,185	12,576	11,490	13,760

資料：子ども課（各年度末現在）

オ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援）

乳幼児や小学生等の子どもがいる子育て中の保護者で「子育てを手助けしてほしい人」（お願い会員）と、そのような保護者の「子育てを手助けしたい人」（まかせて会員）、更に「お願い会員」として子どもを預かってもらい、時には「まかせて会員」として預かることも可能な人（どっちも会員）により、子育てを一時的に援助する相互援助の仕組みで、業務委託により会員間の連絡調整等を行い、事業を運営しています。

区分		単位	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ファミリー・サポート・センター	お願い会員数	人	475	474	492	434	420
	まかせて会員数	人	54	54	53	51	46
	どっちも会員数	人	39	41	42	40	31
	会員総数	人	568	569	587	525	497
	延べ活動件数	件	446	159	266	229	143

資料：子ども課（各年度末現在）

(4) 小中学校の状況

ア 小学校

本市の小学校は11校で、児童数は減少傾向にあり、令和3（2021）年度以降、2,000人未満で推移しています。

区分		単位	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小学校	施設数	か所	11	11	11	11	11
	児童数	人	2,121	2,038	1,974	1,918	1,862

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

イ 中学校

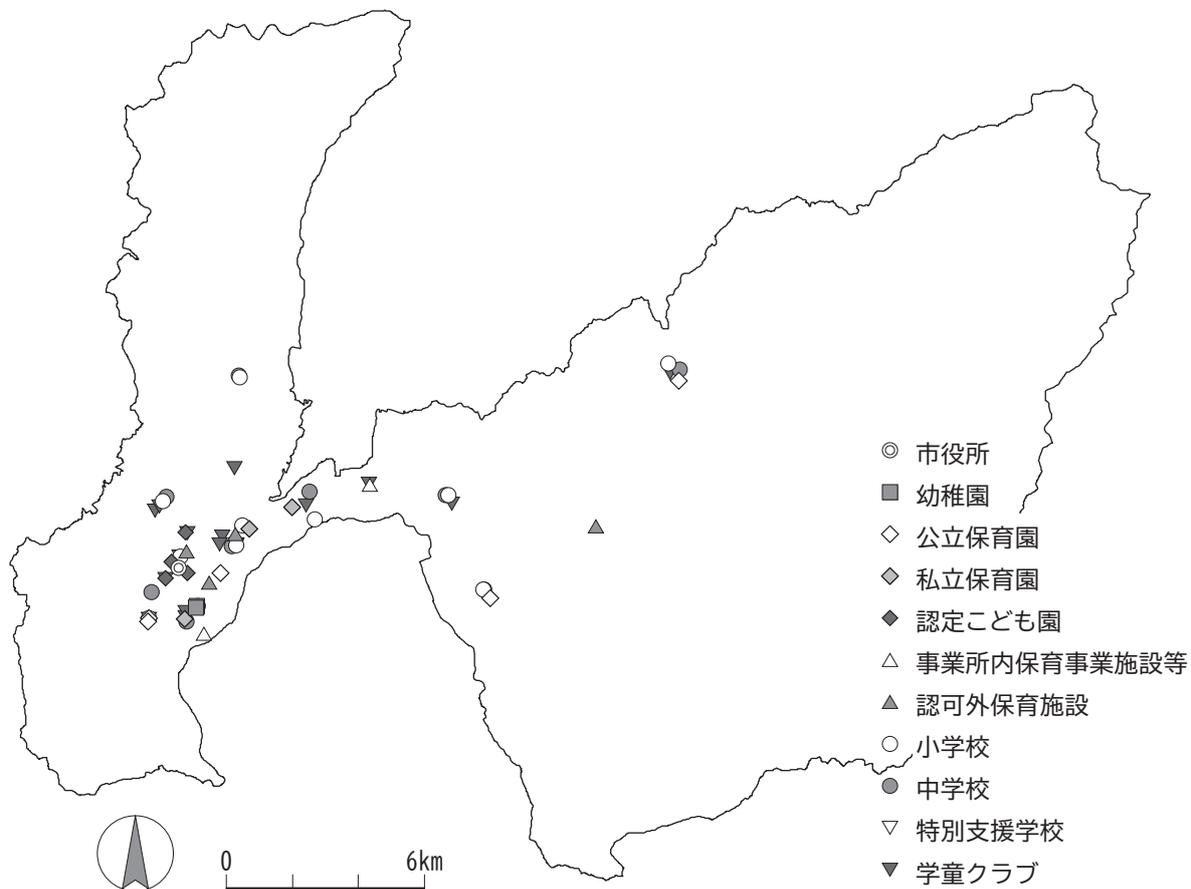
本市の中学校は9校で、生徒数は減少傾向にあり、令和5（2023）年度は約1,000人となっています。

区分		単位	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
中学校	施設数	か所	9	9	9	9	9
	生徒数	人	1,300	1,223	1,199	1,103	1,034

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

(5) 教育・保育施設の位置

本市の主な教育・保育施設の位置を下図に示します。



* 令和6（2024）年10月末現在

(6) 子どもや家庭に関する相談対応の状況

子ども課内に設置している「子ども家庭総合支援拠点」（旧家庭児童相談室）において、子どもや家庭に関する幅広い相談に対応しています。

児童相談は、令和元（2019）年度以降、100 件以上で推移しており、令和3（2021）年度、令和5（2023）年度にはそれぞれ183 件、168 件と比較的多く、内訳では、「児童虐待相談」が最も多くなっています。

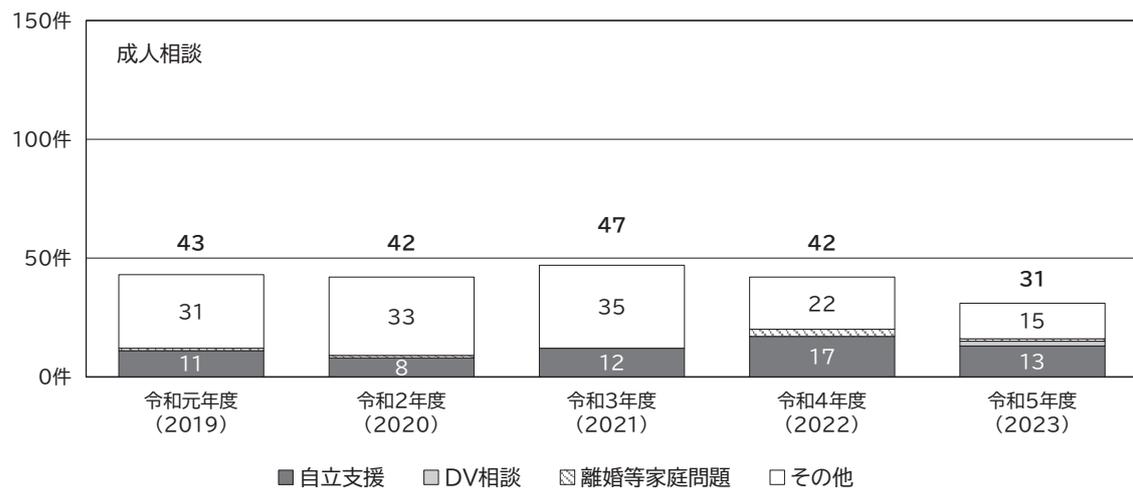
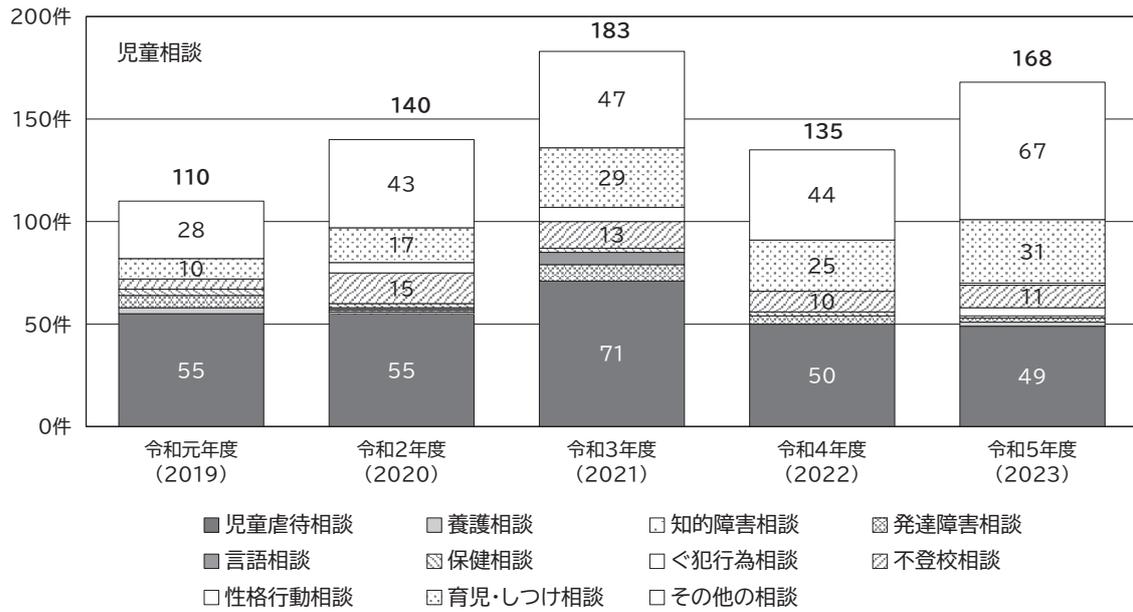
成人相談は、令和元（2019）年度以降、令和4（2020）年度までは40 件を超えていましたが、令和5（2023）年度には約30 件に減少しています。内訳では、「自立支援」に関する相談が最も多くなっています。

区分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童相談	児童虐待相談	55	55	71	50	49
	養護相談	3	0	0	0	2
	知的障害相談	0	1	0	0	0
	発達障害相談	6	1	8	4	2
	言語相談	0	1	6	0	0
	保健相談	3	2	2	2	1
	＜犯行為相談	0	0	0	0	4
	不登校相談	5	15	13	10	11
	性格行動相談	0	5	7	0	1
	育児・しつけ相談	10	17	29	25	31
	その他の相談	28	43	47	44	67
	小計	110	140	183	135	168
成人相談	自立支援	11	8	12	17	13
	DV 相談	0	0	0	0	2
	離婚等家庭問題	1	1	0	3	1
	その他	31	33	35	22	15
	小計	43	42	47	42	31
合計	153	182	230	177	199	

*単位は延べ件数

資料：子ども課（各年度末現在）

第2章 沼田市の子ども・子育てを取り巻く状況



* 太数字は小計。各年度の内訳で、10件未満の項目は件数を非表示
資料：子ども課（各年度末現在）

(7) 子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み・確保と実績の状況

第2期計画における教育・保育のニーズ量の見込みと確保の内容、進捗状況等の実績については、次のとおりです。

●表の見かた

計画	ニーズ量見込み	➡ニーズ調査(沼田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査)の結果に基づくニーズ量の見込み
	確保の計画量(ア)	➡ニーズ量の見込みに基づき、計画した確保方策の量
実績	確保量(イ)	➡実際に確保した量
	計画量との差(ア)-(イ)	➡計画した確保方策の量と実際に確保した量の差 (確保量(イ)が確保の計画量(ア)未満の場合は◆、上回る場合は○と表示)
	利用者数(ウ)	➡実際の利用者等の数(量)
	確保量との差(イ)-(ウ)	➡実際に確保した量と実際の利用者等の数(量)の差 (利用者数(ウ)が確保量(イ)を上回る場合は◆、未満の場合は○と表示)

〈教育・保育〉

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
① 幼稚園・認定 こども園 (1号認定・ 3-5歳児) (人)	計画	ニーズ量見込み	193	176	164	152	144
		確保の計画量	255	255	255	255	255
	実績	確保量(定員)	230	220	205	190	-
		計画量との差	◆25	◆35	◆50	◆65	-
		利用者数	158	153	111	94	-
		確保量との差	○72	○67	○94	○96	-

・各年度とも、確保量は、確保の計画量に至らなかったものの、利用者数はニーズ量の見込みを下回り、確保量未満となっています。また、利用者数は減少傾向にあります。

② 保育園・認定 こども園等 (2号認定・ 3-5歳児) (人)	計画	ニーズ量見込み	662	606	562	521	493
		確保の計画量(合計)	755	755	755	714	714
		(うち教育・保育施設)	697	697	697	656	656
		(うち地域型保育事業)	28	28	28	28	28
		(うち企業主導型保育事業(地域枠))	30	30	30	30	30
	実績	確保量(定員)	各施設・事業とも計画量と同じ				
		計画量との差	0	0	0	0	0
		利用者数	719	677	662	612	-
		確保量との差	○36	○78	○93	○102	-

・各年度とも、確保量は、確保の計画量と同量で、ニーズ量の見込みを上回っています。
・利用者数は、ニーズ量の見込みを上回っていますが、確保量を下回っています。また、利用者数は、減少傾向にあります。

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
③ 保育園・認定 こども園等 (3号認定・ 0-2歳児) (人)	計画	ニーズ量見込み	419	396	379	364	351
		確保の計画量(合計)	459	459	459	435	435
		(うち教育・保育施設)	432	432	432	408	408
		(うち地域型保育事業)	12	12	12	12	12
		(うち企業主導型保育事業(地域枠))	15	15	15	15	15
	実績	確保量(定員)(合計)	469	479	479	445	-
		(うち教育・保育施設)	442	452	452	418	-
		(うち地域型保育事業)	12	12	12	12	-
		(うち企業主導型保育事業(地域枠))	15	15	15	15	-
		計画量との差	○10	○20	○20	○10	-
		利用者数	459	439	407	384	-
		確保量との差	○10	○40	○72	○61	-
	・各年度とも、確保量は、確保の計画量を上回っています。 ・利用者数は、ニーズ量の見込みを上回っていますが、確保量を下回っています。また、利用者数は減少傾向にあります。						

〈地域子ども・子育て支援事業〉

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
① 利用者支援 事業	計画	ニーズ量見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		確保の計画量	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績	確保量(実施か所数)	計画量と同じ				
		計画量との差	0	0	0	0	0
・各年度とも、確保量は、確保の計画量、ニーズ量の見込みと一致しています。							

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
② 地域子育て 支援拠点事業 (「か所」の表 記がない場 合は人)	計画	ニーズ量見込み	14,333	13,536	12,972	12,466	12,019
		確保の計画量	14,333 3か所	13,536 3か所	12,972 3か所	12,466 3か所	12,019 3か所
	実績	確保量	計画量と同じ				
		計画量との差	0	0	0	0	0
		利用者数(延べ数)	16,185	12,576	11,490	13,760	-
確保量との差	◆1,852	○960	○1,482	◆1,294	-		
・各年度とも、確保量は、確保の計画量、ニーズ量の見込みと一致しています。 ・利用者数は、令和2(2020)年度、令和5(2023)年度で、ニーズ量の見込み、確保量を上回っています。							

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
③ 妊婦健康 診査 (人)	計画	ニーズ量見込み	235	225	216	209	202
		確保の計画量	県内統一受診券を1人14回配布し、医療機関及び助産所等で通年実施				
	実績	確保量	計画量と同じ				
		計画量との差	0	0	0	0	0
		利用者数(妊娠届出者)	211	231	208	199	-
		確保量との差	○24	◆6	○8	○10	-
・各年度とも、確保量は、確保の計画量、ニーズ量の見込みと一致しています。 ・利用者数は、令和3(2021)年度のみ、ニーズ量の見込み、確保量を若干上回っています。							

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
④ 乳児家庭 全戸訪問 事業 (人)	計画	ニーズ量見込み	222	212	204	197	191
		確保の計画量	市保健師、助産師により実施				
	実績	確保量	計画量と同じ				
		計画量との差	0	0	0	0	0
		利用者数(訪問数)	200	202	201	177	-
		確保量との差	○22	○10	○3	○20	-
・各年度とも、確保量は、確保の計画量、ニーズ量の見込みと一致しています。 ・利用者数は、いずれの年度も確保量を下回っています。							

⑤ 養育支援 訪問事業 (人)	計画	ニーズ量見込み	20	20	20	20	20
		確保の計画量	第2期計画期間では未実施				
	実績	確保量	-	-	-	-	-
		計画量との差	-	-	-	-	-
		利用者数(訪問数)	-	-	-	-	-
		確保量との差	-	-	-	-	-

⑥ 子育て短期 支援事業 (人)	計画	ニーズ量見込み	14	13	12	12	11
		確保の計画量	第2期計画期間では未実施				
	実績	確保量	-	-	-	-	-
		計画量との差	-	-	-	-	-
		利用者数(訪問数)	-	-	-	-	-
		確保量との差	-	-	-	-	-

⑦ ファミリー・ サポート・ センター事業 (人)	計画	ニーズ量見込み	469	416	398	359	331
		確保の計画量	469	416	398	359	331
	実績	確保量	計画量と同じ				
		計画量との差	0	0	0	0	0
		利用者数(援助回数)	61	100	229	143	-
		確保量との差	○408	○316	○169	○216	-
・各年度とも、確保量は、確保の計画量、ニーズ量の見込みと一致しています。 ・利用者数は、いずれの年度も確保量を大きく下回っています。							

⑧-1 一時預かり 事業 (幼稚園児) (人)	計画	ニーズ量見込み	2,459	2,249	2,087	1,936	1,830
		確保の計画量	2,459	2,249	2,087	1,936	1,830
	実績	確保量	計画量と同じ				
		計画量との差	0	0	0	0	0
		利用者数(延べ数)	882	1,184	873	564	-
		確保量との差	○1,577	○1,065	○1,214	○1,372	-
・各年度とも、確保量は、確保の計画量、ニーズ量の見込みと一致しています。 ・利用者数は、いずれの年度も確保量を大きく下回っています。							

第2章 沼田市の子ども・子育てを取り巻く状況

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
⑧-2 一時預かり 事業 (幼稚園児 以外) (人)	計画	ニーズ量見込み	239	222	209	197	188
		確保の計画量(合計)	239	222	209	197	188
		(うち一時預かり事業 (在園児対象事業を除く))	141	131	123	116	111
		(うち子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く))	98	91	86	81	77
		(うち子育て短期支援事業 (トワイライトステイ))	第2期計画期間では子育て短期支援事業(トワイライトステイ)は未実施				
	実績	確保量(合計)	各事業とも計画量と同じ				
		(うち一時預かり事業 (在園児対象事業を除く))					
		(うち子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く))					
		(うち子育て短期支援事業 (トワイライトステイ))					
		計画量との差	0	0	0	0	-
		利用者数(延べ数)(合計)	190	178	188	123	-
		(うち一時預かり事業 (在園児対象事業を除く))	92	60	25	75	-
		(うち子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く))	98	118	163	48	-
		(うち子育て短期支援事業 (トワイライトステイ))	-	-	-	-	-
確保量との差	○49	○44	○21	○74	-		

・各年度とも、確保量は、確保の計画量、ニーズ量の見込みと一致しています。
 ・利用者数は、全体ではいずれの年度も確保量を下回っていますが、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業除く)は、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度に確保量を上回っています。

⑨ 延長保育事業 (「か所」の表 記がない場 合は人)	計画	ニーズ量見込み	271	252	237	224	213
		確保の計画量	271 7か所	252 7か所	237 7か所	224 7か所	213 7か所
	実績	確保量	計画量と同じ				
		計画量との差	0	0	0	0	0
		利用者数	207	228	238	203	-
		確保量との差	○64	○24	◆1	○21	-

・各年度とも、確保量は、確保の計画量、ニーズ量の見込みと一致しています。
 ・利用者数は、いずれの年度も確保量以下もしくは同程度となっています。

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
⑩ 病児保育 事業 (人)	計画	ニーズ量見込み	288	267	252	238	227
		確保の計画量(合計)	228	267	252	238	227
		(うち病児対応型)	192	179	168	159	152
		(うち体調不良児対応型)	96	88	84	79	75
		(うち子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業))	第2期計画期間では子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)は未実施				
	実績	確保量(合計)	各事業とも計画量と同じ				
		(うち病児対応型)					
		(うち体調不良児対応型)					
		(うち子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業))					
		計画量との差					
		利用者数(合計)	91	205	274	867	-
		(うち病児対応型)	47	193	248	238	-
		(うち体調不良児対応型)	44	12	26	629	-
		(うち子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業))	-	-	-	-	-
確保量との差	○197	○62	◆22	◆549	-		

- ・各年度とも、確保量は、確保の計画量、ニーズ量の見込みと一致しています。
- ・利用者数は、令和2(2020)年度までは両対応型とも確保量を下回っていますが、令和3(2021)年度以降は、病児対応型は、確保量を上回っています。また、体調不良児対応型も令和5(2023)年度は、確保量を大きく上回っています。
- ・令和5(2023)年度は、体調不良児対応型施設が1施設増加し、2施設となったことが影響しています。

⑪ 放課後児童 健全育成 事業 (学童クラブ) (人)	計画	ニーズ量の見込み(合計)	558	548	531	516	496
		(うち低学年)	413	407	392	381	360
		(うち高学年)	145	141	139	135	136
		確保の計画量(合計)	558	548	531	516	496
		(うち低学年)	413	407	392	381	360
		(うち高学年)	145	141	139	135	136
	実績	確保量(定員)(合計)	576	615	607	622	-
		計画量との差	○18	○67	○76	○106	-
		利用者数(登録児童数)	451	573	588	576	-
		確保量との差	○125	○42	○19	○46	-

- ・各年度とも、確保量は、確保の計画量、ニーズ量の見込量を上回っています。
- ・利用者数は、いずれの年度も確保量を下回っています。

4 アンケート結果から見る本市の現状

(1) 調査の概要

ア 調査目的

本計画の策定に当たり、子どもたちの教育・保育や子育て支援のサービスに係る施策の将来的な方向性を検討するために、各事業の利用状況と現在及び将来的なニーズ量（量の見込み）の把握を目的とするアンケート調査（調査名「沼田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」）を実施しました。

イ 調査対象者

	調査区分	対象者数(配布数)	抽出方法
1	小学校就学前児童 保護者	600人	市内在住の就学前児童を住民基本台帳より無作為抽出
2	小学生児童 保護者	700人	各小学校へ無作為での配布を依頼

ウ 実施概要

	調査区分	調査方法	調査期間
1	小学校就学前児童 保護者	配布:郵送 回収:紙調査票の郵送またはQRコードの読み込みによるWeb回答	令和6(2024)年2月7日(水)～ 令和6(2024)年2月29日(木)
2	小学生児童 保護者	配布:各小学校で児童を介して配布 回収:紙調査票の各小学校での回収またはQRコードの読み込みによるWeb回答	令和6(2024)年2月7日(水)～ 令和6(2024)年2月29日(木)

エ 回収結果

	調査区分	対象者数	回答者数	有効回答数(n)	有効回答率
1	小学校就学前児童 保護者	600人	274人 (うちWeb回答146人(53.3%))	274人	45.7%
2	小学生児童 保護者	700人	587人 (うちWeb回答156人(26.6%))	586人	83.7%
	合計	1,300人	861人 (うちWeb回答302人(35.1%))	860人	66.2%

* 各結果の値は、それぞれの回答者数（n）に占める割合を、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、1つだけ選択する設問でも合計が100.0%にならないことがある

(2) 結果の概要

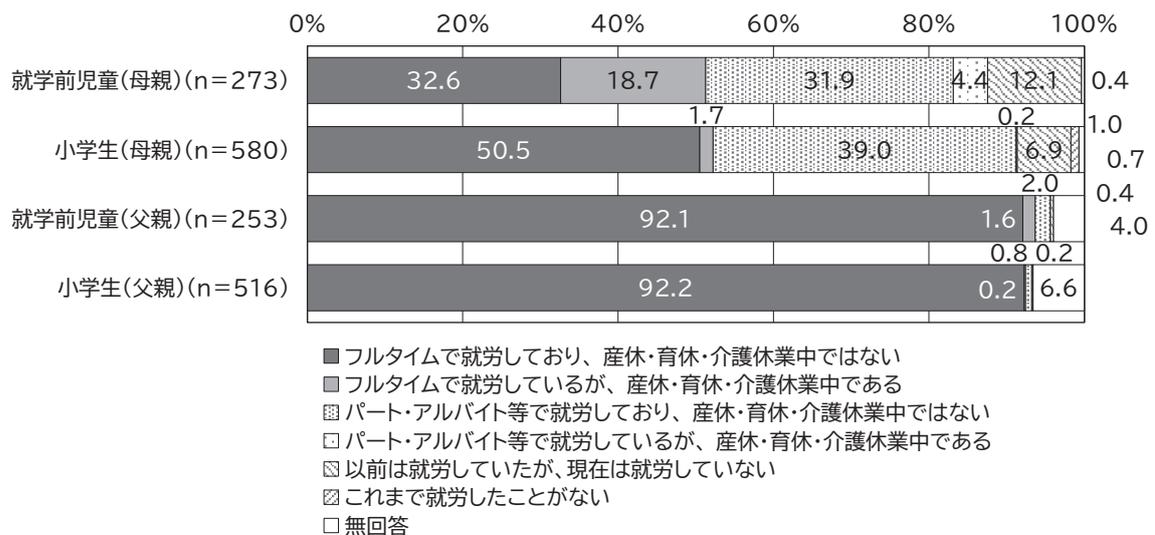
ア 保護者の就労状況【就学前児童】【小学生】

〈母親〉

- 就学前児童では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(32.6%)と「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(31.9%)がいずれも3割以上で同程度に高くなっています。
- 小学生では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(50.5%)が5割以上で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(39.0%)が約4割となっています。
- 「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合わせた『フルタイムで就労している』は就学前児童(51.3%)、小学生(52.2%)のいずれも5割以上で同程度となっています。
- 「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」から「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」までの4項目を合わせた『就労している』は、就学前児童(87.6%)、小学生(91.4%)でいずれも約9割となっています。

〈父親〉

- 就学前児童、小学生のいずれも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(就学前児童 92.1%、小学生 92.2%)が9割以上となっています。
- 合計値『就労している』は、父親では、就学前児童、小学生のいずれも9割以上(就学前児童 95.7%、小学生 93.2%)となっています。

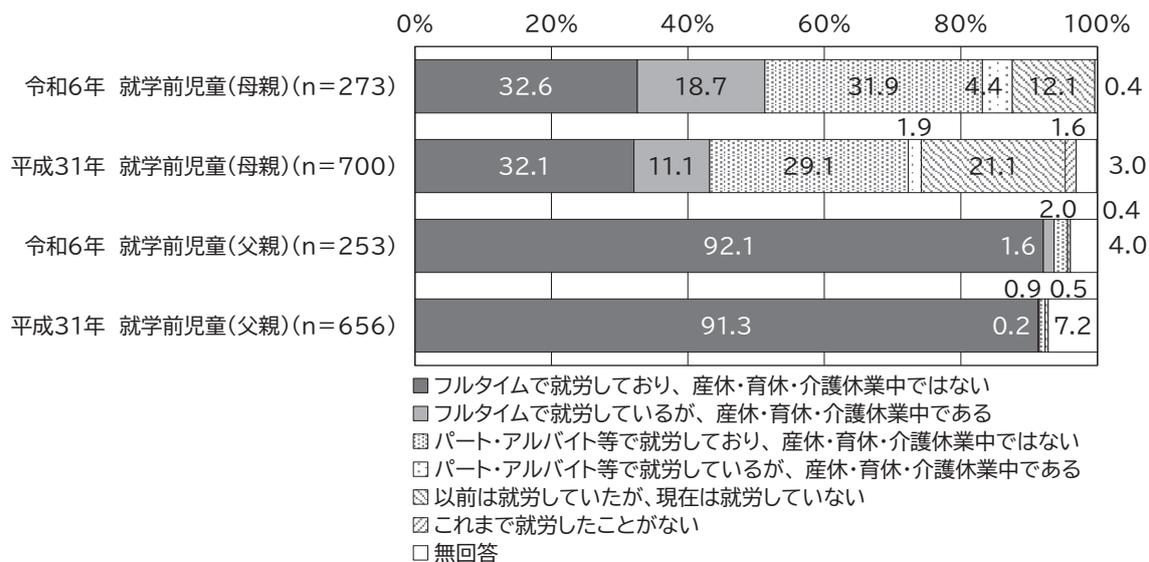


*就学前児童(母親)、小学生(母親)のnは、全有効回答数からそれぞれ父子家庭(1件、6件)を除いた値。同様に、就学前児童(父親)、小学生(父親)のnは、それぞれ母子家庭(21件、70件)を除いた値

*「フルタイム」は「1週5日程度・1日8時間程度の就労」、「パート・アルバイト等」は「フルタイム以外の就労」として選択肢に表示

○就学前児童について、前回調査（平成31年実施）と比較すると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない」は同程度となっています。「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」（18.7%）は前回（11.1%）より若干高くなっている一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（12.1%）は前回（21.1%）より若干低くなっています。

○父親では前回からの大きな変化は見られません。



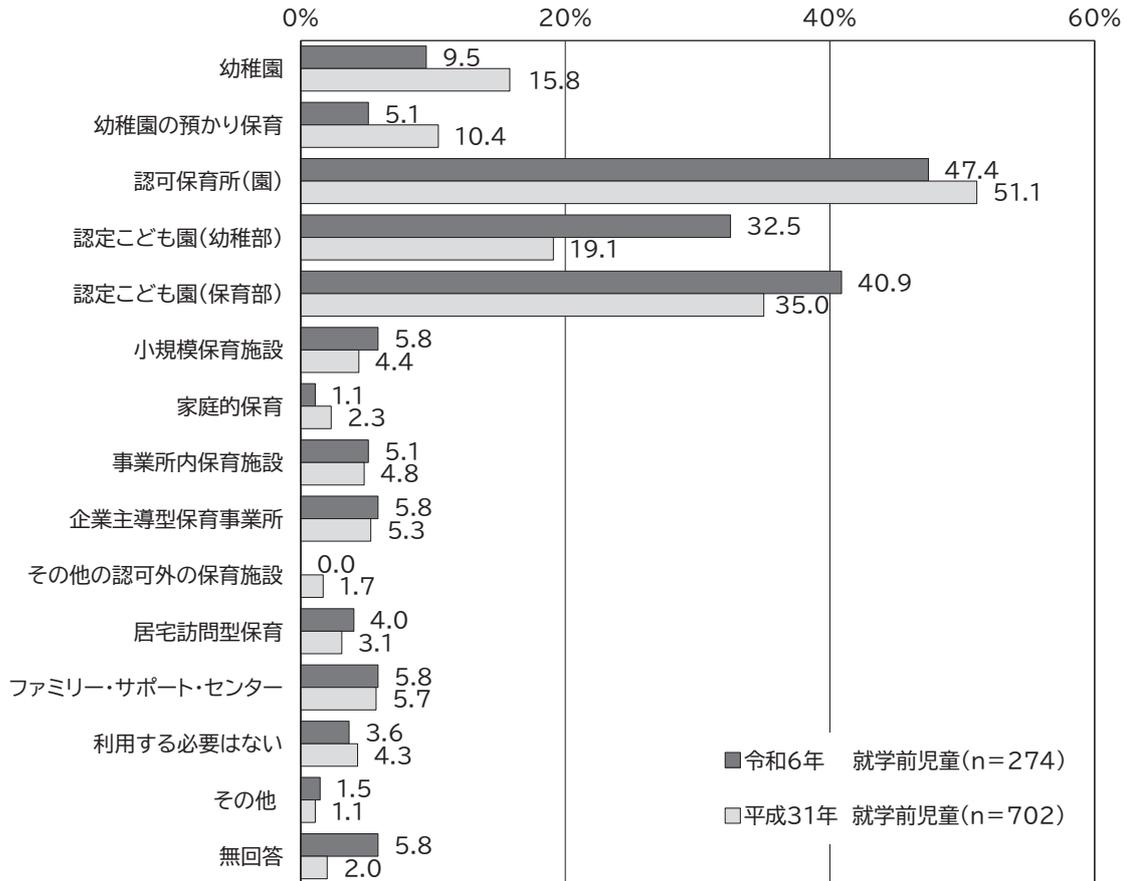
* 前回調査はそれぞれ以下の内容で実施

就学前児童：郵送配布・回答、配布 1,448 件、回答 702 件、回答率 48.5%、実施期間は平成 31（2019）年 1 月 17 日～2 月 12 日

小学生：学校配布・回答、配布 1,000 件、回答 901 件、回答率 90.1%、実施期間は平成 31（2019）年 1 月 17 日～31 日

イ 平日に定期的にご利用したい教育・保育事業（複数選択可）【就学前児童】

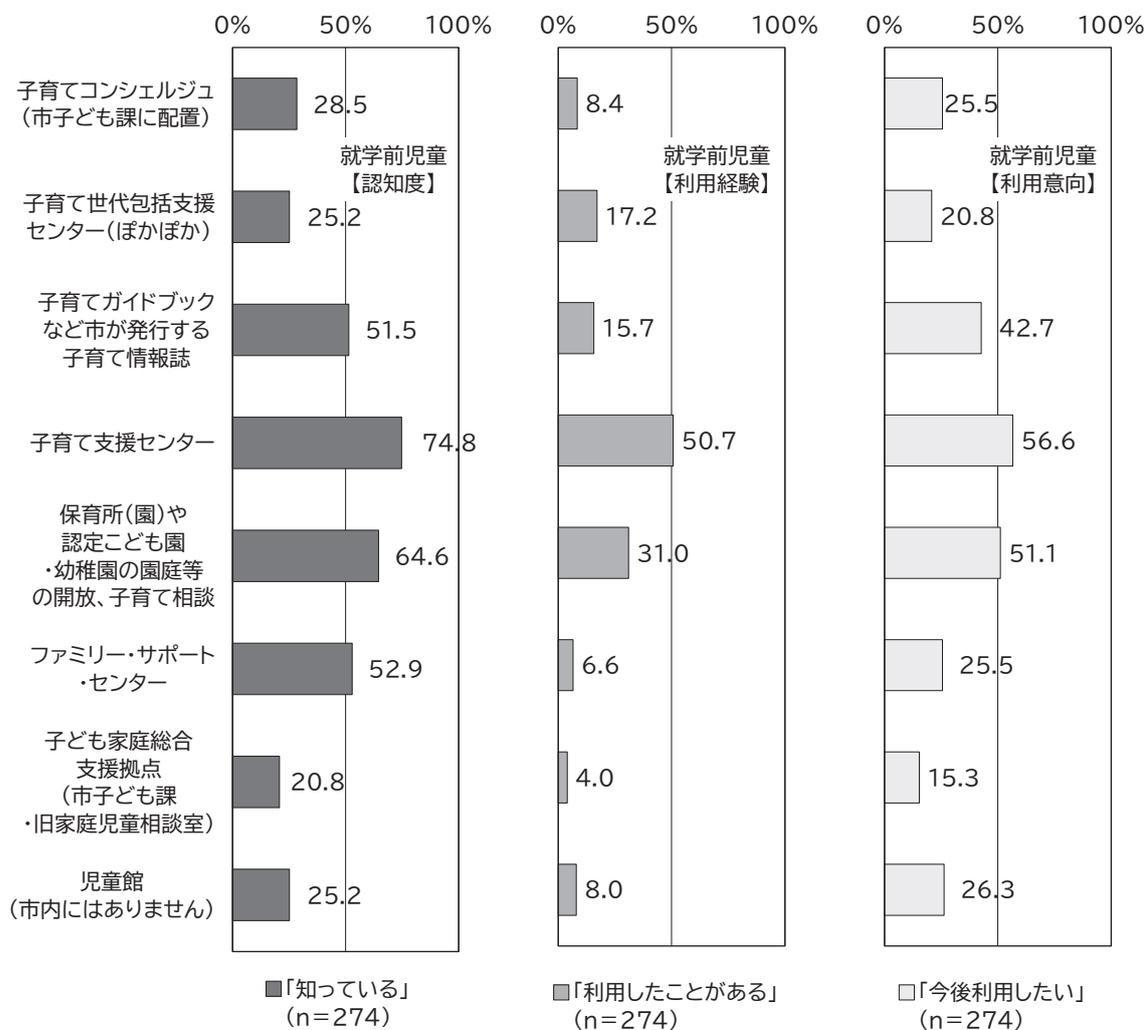
- 「認可保育所（園）」（47.4%）が約5割で最も高く、次いで「認定こども園（保育部）」（40.9%）が4割以上、「認定こども園（幼稚部）」（32.5%）が3割以上となっています。
- 上記3項目以外は、いずれも1割未満となっています。
- 前回調査と合わせて見ると、「認定こども園（幼稚部）」は、前回（19.1%）より10ポイント以上高くなっています。



*調査時は、それぞれ、本市の状況と内容の説明を選択肢に表示

ウ 市で実施している子育て支援事業の認知度・利用経験・利用意向の状況【就学前児童】

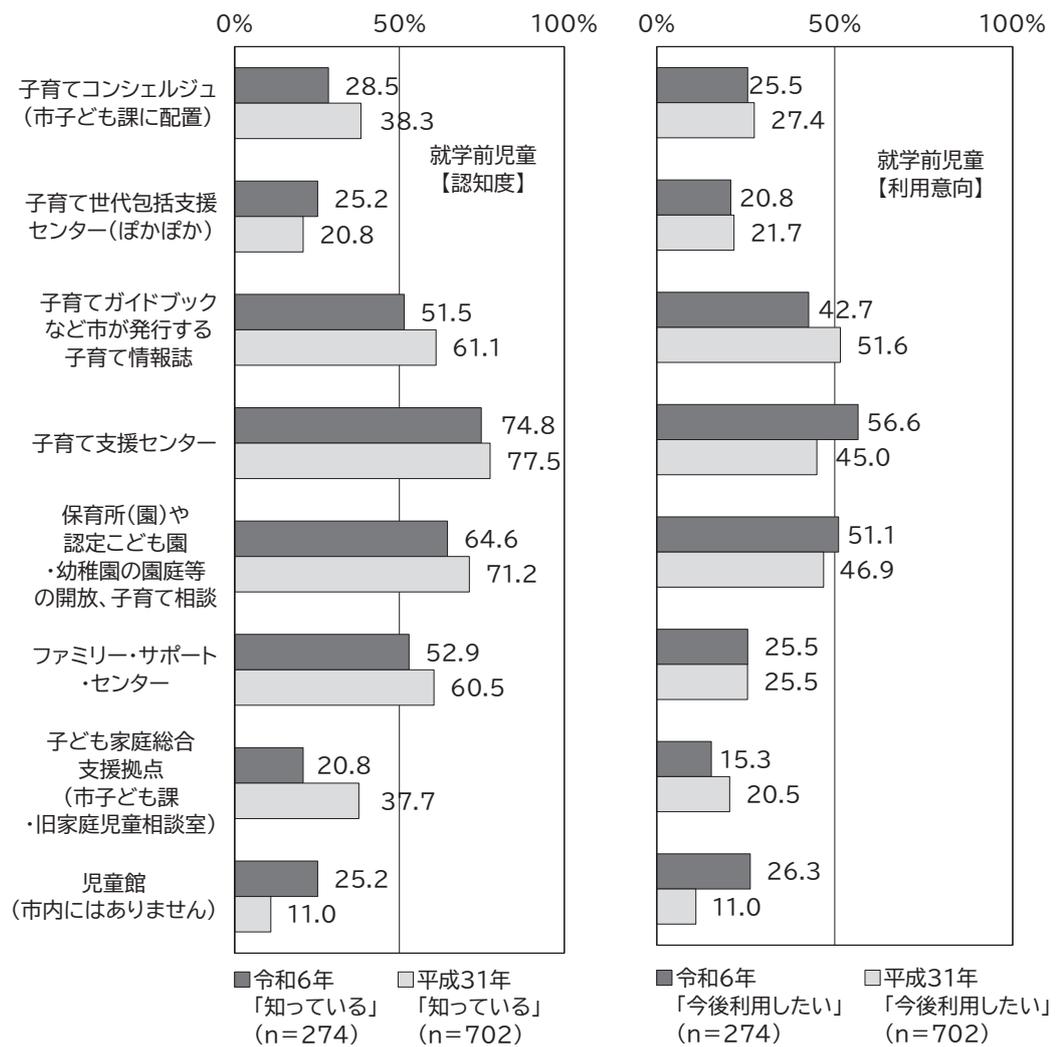
- 認知度、利用経験、利用意向のいずれも、「子育て支援センター」が最も高くなっています。
- 認知度、利用経験、利用意向を合わせて見ると、「児童館（市内にはありません）」を除き、いずれの支援事業でも認知度の項目が最も高く、利用経験の項目が最も低くなっています。
- 認知度と、利用経験の差を見ると、「ファミリー・サポート・センター」で差が最も大きく、次いで「子育てガイドブックなど市が発行する子育て情報誌」「保育所（園）や認定こども園・幼稚園の園庭等の開放、子育て相談」も差が大きくなっており、「知っている」と「利用したことがある」のかい離が見られます。
- 認知度と、利用意向の差を見ると、「ファミリー・サポート・センター」で差が最も大きく、次いで「子育て支援センター」「保育所（園）や認定こども園・幼稚園の園庭等の開放、子育て相談」も差が大きくなっており、「知っている」と「今後利用したい」のかい離が見られます。



*調査時は、それぞれ内容の説明を選択肢に表示

○認知度について、前回調査と比較すると、「児童館（市内にはありません）」（25.2%）が前回（11.0%）より10ポイント以上高くなっている一方、「子ども家庭総合支援拠点（市子ども課・旧家庭児童相談室）」（20.8%）が前回（37.7%）より約20ポイント低くなっています。

○利用意向について、前回調査と比較すると、「子育て支援センター」（56.6%）、「児童館（市内にはありません）」（26.3%）が前回（それぞれ45.0%、11.0%）より10ポイント以上高くなっている一方、「子育てガイドブックなど市が発行する子育て情報誌」（42.7%）が前回（51.6%）より約10ポイント低くなっています。



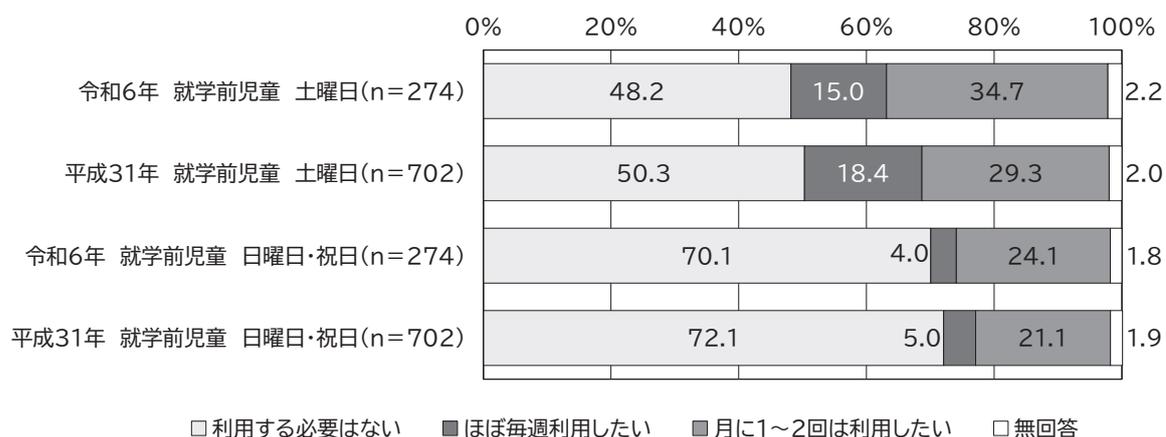
エ 土曜日や日曜日・祝日に定期的に利用したい教育・保育事業【就学前児童】

〈土曜日〉

- 「利用する必要はない」(48.2%) が約5割で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」(34.7%) が3割以上となっています。
- 「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」を合わせた『土曜日に利用したい』(49.7%) は、約5割となっています。

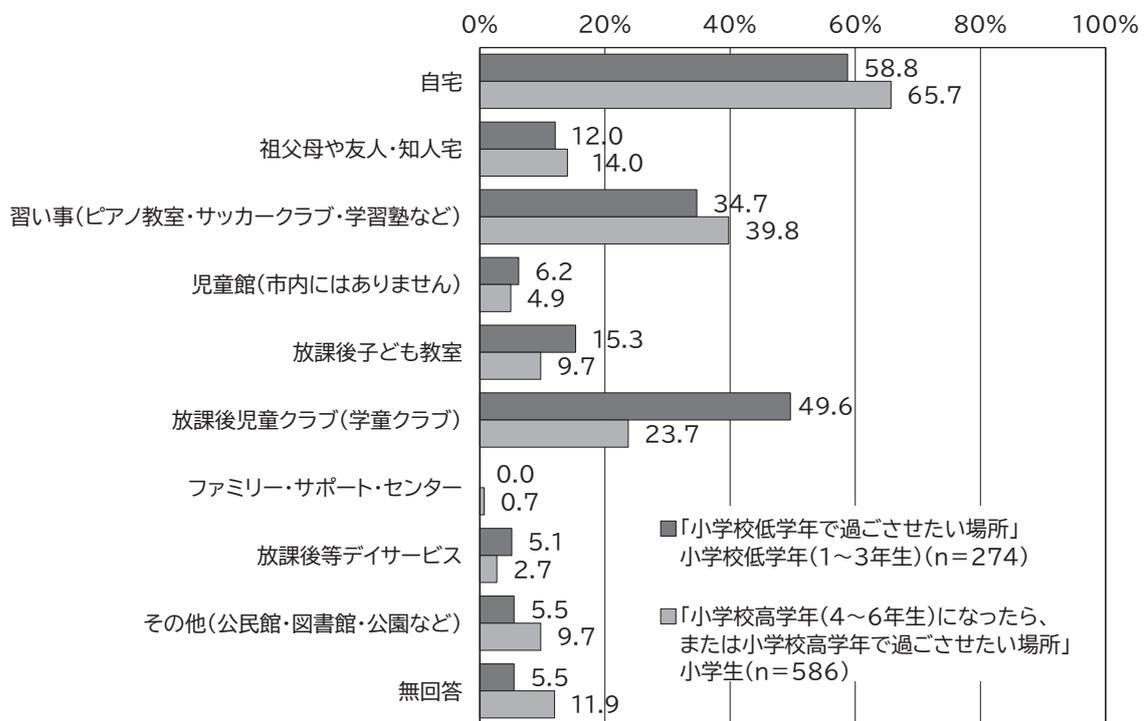
〈日曜日・祝日〉

- 「利用する必要はない」(70.1%) が7割以上で特に高く、次いで「月に1～2回は利用したい」(24.1%) が2割以上となっています。
- 「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」を合わせた『日曜日・祝日に利用したい』(28.1%) は、約3割となっています。
- 前回調査と比較すると、土曜日、日曜日・祝日のいずれも大きな変化は見られません。



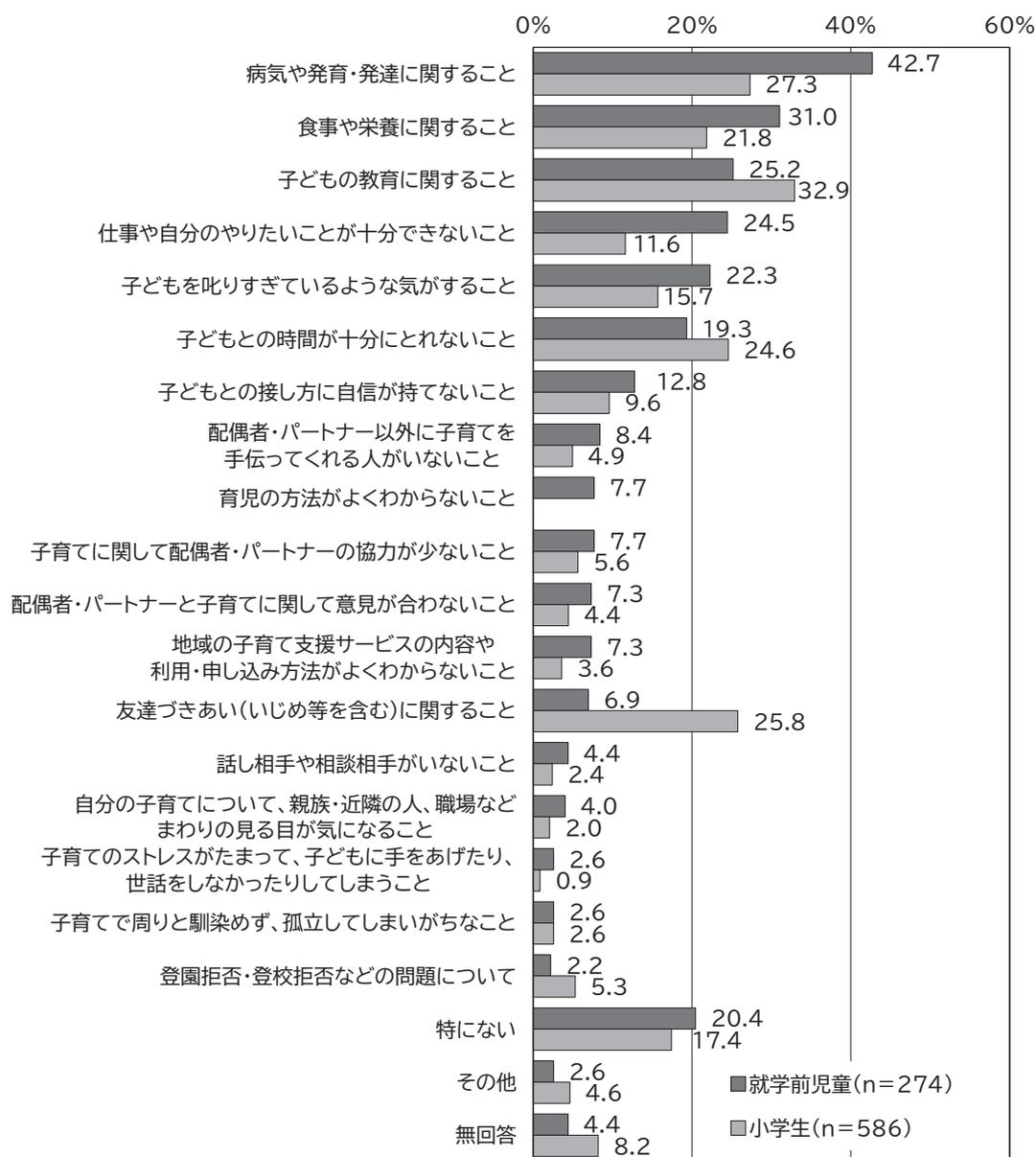
オ 放課後を過ごさせたい場所（複数選択可）【小学生】

- 小学校低学年（1～3年生）、小学校高学年（4～6年生）のいずれも、「自宅」（低学年 58.8%、高学年 65.7%）が約6割で最も高くなっています。
- 低学年では、次いで「放課後児童クラブ（学童クラブ）」（49.6%）が約5割、「習い事（ピアノ教室・サッカークラブ・学習塾など）」（34.7%）が3割以上となっています。
- 高学年では、次いで「習い事（ピアノ教室・サッカークラブ・学習塾など）」（39.8%）が約4割、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」（23.7%）が2割以上となっています。
- 低学年と高学年を比較すると、特に「放課後児童クラブ（学童クラブ）」で差が大きく、低学年は高学年より25ポイント以上高くなっています。



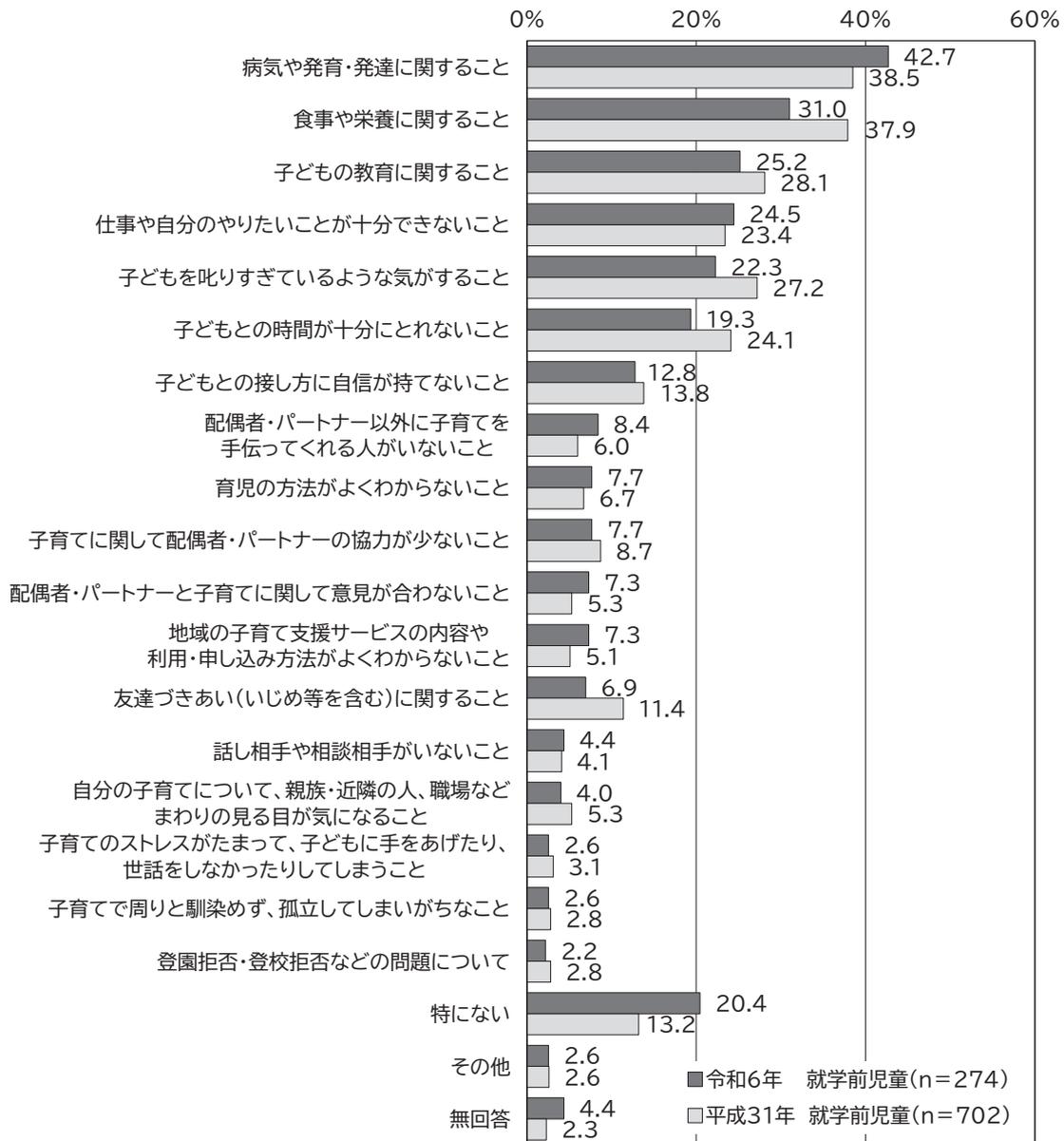
カ 子育てに関する悩み・気になること（5つまで選択）【就学前児童】【小学生】

- 就学前児童では、「病気や発育・発達に関すること」（42.7%）が4割以上で最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」（31.0%）が3割以上となっています。
- 小学生では、「子どもの教育に関すること」（32.9%）が3割以上で最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」（27.3%）が約3割となっています。
- 就学前児童と小学生を比較すると、「病気や発育・発達に関すること」「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」は就学前児童、「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」は、小学生が比較的高くなっています。
- 一方、「特にない」は、就学前児童（20.4%）、小学生（17.4%）のいずれも約2割となっています。



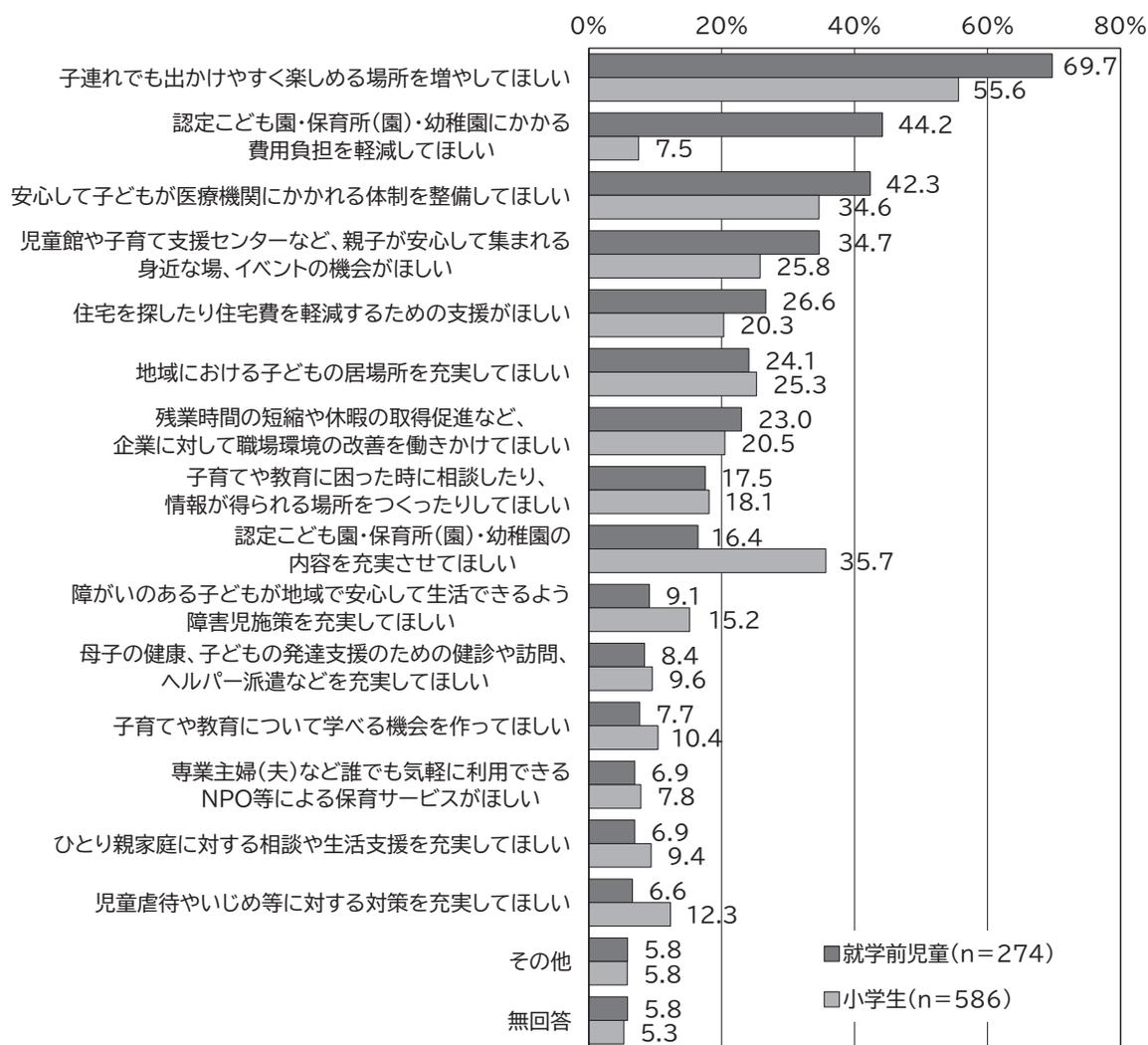
* 「育児の方法がよくわからないこと」は就学前児童のみの設定

○就学前児童について前回調査と比較すると、大きな変化は見られませんが、上位項目では「病気や発育・発達に関すること」を除き、前回より低くなっている項目が多くなっています。

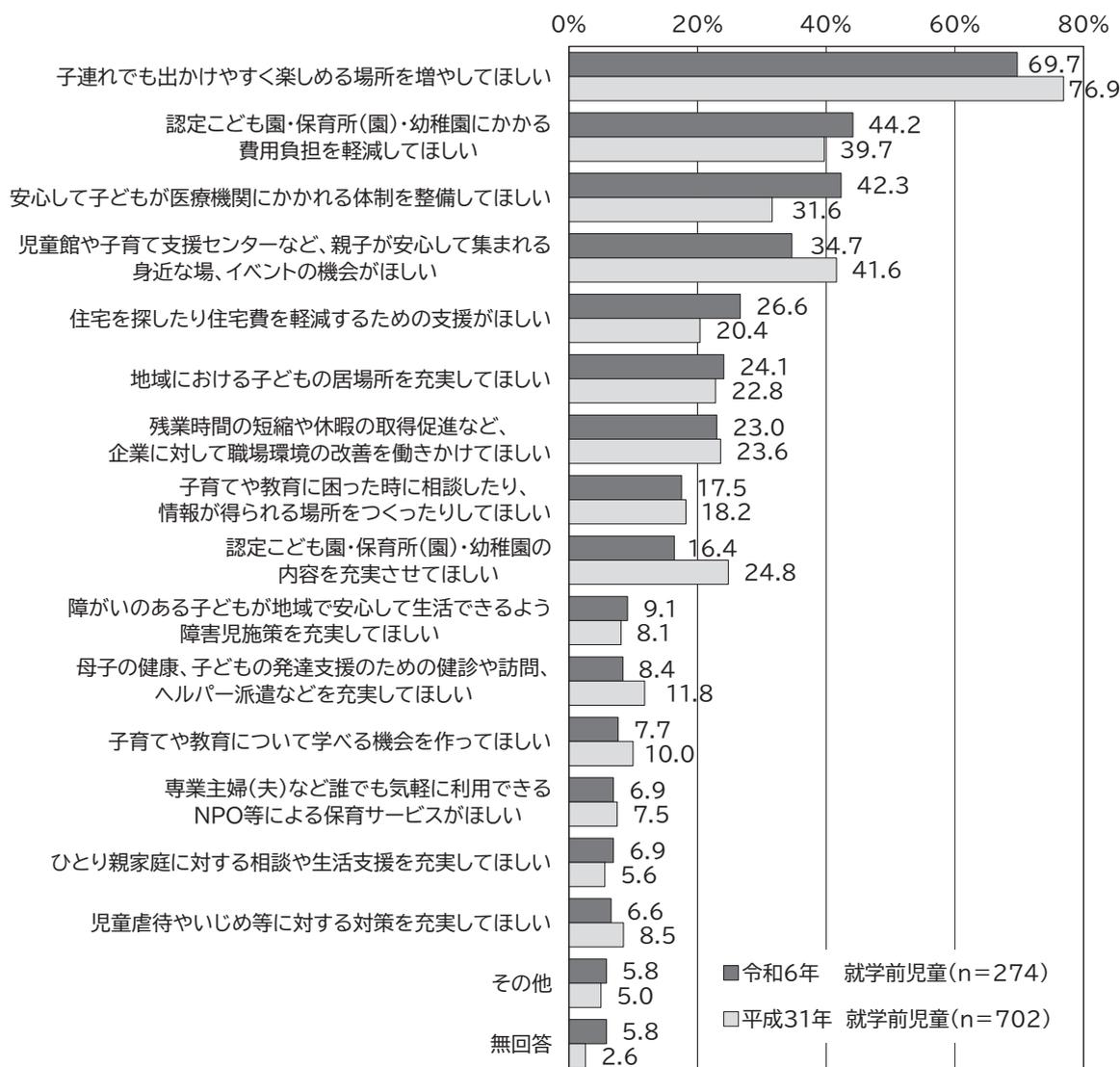


キ 市に充実を期待する子育て支援（5つまで選択）【就学前児童】【小学生】

- 就学前児童では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（69.7%）が約7割で最も高く、次いで「認定こども園・保育所（園）・幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」（44.2%）、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」（42.3%）がそれぞれ4割以上、「児童館や子育て支援センターなど、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」（34.7%）が3割以上となっています。
- 小学生では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（55.6%）が5割以上で最も高く、次いで「認定こども園・保育所（園）・幼稚園の内容を充実させてほしい」（35.7%）、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」（34.6%）がそれぞれ3割以上となっています。
- 就学前児童と小学生を比較すると、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「認定こども園・保育所（園）・幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」は、就学前児童、「認定こども園・保育所（園）・幼稚園の内容を充実させてほしい」は、小学生が高くなっています。



○就学前児童について前回調査と比較すると、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」（42.3％）が前回（31.6％）より10ポイント以上高くなっている一方、「認定こども園・保育所（園）・幼稚園の内容を充実させてほしい」（16.4％）が前回（24.8％）より約10ポイント低くなっています。



5 第2期計画のふりかえり

各種統計、第2期計画に基づく子育て支援サービスの現状、アンケート結果などを踏まえ、本計画に基づき子ども・子育て支援事業を推進するための課題を以下に示します。

■子育てと多様な働き方との両立支援

- 女性の労働力率の上昇や年代間の平準化が見られる中、アンケート結果によると、就学前児童の母親がフルタイムで就労している割合が高くなっており、認可保育所や認定こども園の利用に高いニーズが見られます。
- 一方、就学前児童の父親の就労状況については、フルタイムでの就労が9割以上を占める中、母親では一定割合見られる「産休・育休・介護休業中」が父親ではほとんど見られません。
- 市に充実を期待する子育て支援として、就学前児童の保護者は「認定こども園・保育所（園）・幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」、小学生の保護者は「認定こども園・保育所（園）・幼稚園の内容を充実させてほしい」がそれぞれ高くなっています。
- 市で実施している子育て支援事業について、複数の事業やサービスで認知度と利用経験や利用意向の乖離が見られます。

■放課後の居場所の確保

- アンケート結果によると、放課後を過ごさせたい場所として、特に小学校低学年では、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」が「自宅」に次いで高くなっています。
- また、小学校低学年、高学年のいずれも「習い事（ピアノ教室・サッカークラブ・学習塾など）」が高くなっています。
- 市に充実を期待する子育て支援として、就学前児童、小学生のいずれの保護者も「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も高くなっています。

■いじめや虐待の未然防止、早期対応の強化

- 子どもや家庭に関する相談対応の状況を見ると、児童相談では虐待に関する相談が多くなっています。
- アンケート結果によると、子育てに関する悩み・気になることとして、小学生の保護者は「友達つきあい（いじめ等を含む）に関すること」が高くなっています。また、就学前児童の保護者は「子どもを叱りすぎているような気がする」と比較的高くなっています。

■子どもや保護者の健康づくり、医療体制の整備

- アンケート結果によると、子育てに関する悩み・気になることとして、就学前児童、小学生いずれの保護者も「病気や発育・発達に関すること」が高く、特に就学前児童の保護者では最も高くなっています。
- また、市に充実を期待する子育て支援として、就学前児童、小学生のいずれの保護者も「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が高くなっています。
- 高まる保育ニーズに対応するため、令和5（2023）年度に病児保育事業として体調不良児対応型の施設が1か所増え、利用者が多くなっています。

■誰一人取り残さない相談・支援体制の充実

- 子どもや家庭に関する相談対応の状況を見ると、成人相談では自立支援に関する相談が最も多くなっています。
- 第2期計画に基づく支援事業の実利用者等の状況を見ると、一部の事業では計画量を上回る利用がされています。
- アンケート結果によると、市に充実を期待する子育て支援として、特に就学前児童の保護者は「認定こども園・保育所（園）・幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が高くなっています。
- また、就学前児童、小学生の保護者のいずれも「病気や発達・発育に関すること」「子どもの教育に関すること」などを始め、子どもの成長段階に応じた多様な悩みを抱えていることが示されています。
- しかし、市で実施している子育て支援事業について、相談や情報提供に関する事業の認知度があまり高くなく、認知度は高くても実際の利用や今後の利用意向につながない事業が複数見られます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人口減少や少子化・高齢化の進行、人々の価値観や暮らし方、働き方の多様化など、子どもたちの暮らしや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。本市では、そのような変化の的確な把握に努め、地域ぐるみで子どもとその保護者、子育て中の家庭に寄り添い、応援し、支え合う環境づくりに取り組んできました。

本計画では、これまでの取組を活かし、更にその先に進めることで、様々な変化の中にあっても、全ての子どもや子育て中の家庭が、どのような状況においても取り残されることなく、地域で安心して子育てできるまちの実現を目指し、基本理念を、第1期計画、第2期計画から継承し、以下のように設定します。

子どもが 親が 地域が 元気！

みんなで育てる沼田の子

2 基本目標

本計画は、以下の3つの基本目標に基づき、取組を展開します。

基本目標1 安心して子どもを産み・育てられる環境をつくる

母子保健体制の確保と充実により、切れ目のない子育て支援に努め、妊娠・出産の希望をかなえるとともに、安心して子どもを産み・育てられる環境をつくれます。また、医療や子育てにかかわる機関、専門家等との連携による支援の充実に努めます。

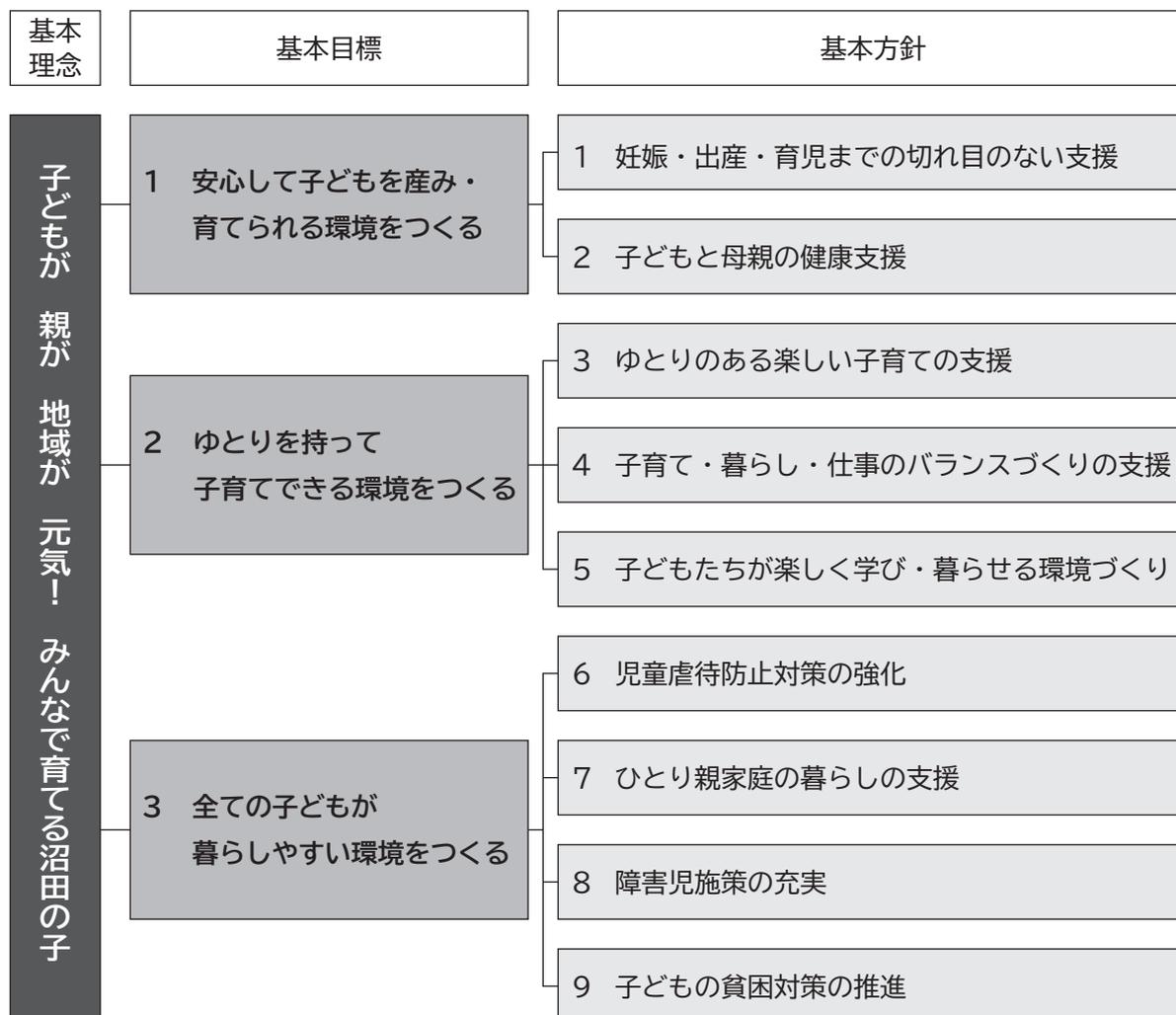
基本目標2 ゆとりを持って子育てできる環境をつくる

子育て世帯の経済的負担等の軽減を図るとともに、子育てへの不安や孤立感の解消に向けた支援体制の強化に努め、ゆとりを持って子育てできる環境をつくれます。また、子どもたちが学びやすく、将来に向けた希望を育み、かなえやすい環境をつくれます。

基本目標3 全ての子どもが暮らしやすい環境をつくる

地域全体で子どもやその家族を支え、見守る体制づくりに努め、家庭の状況や生活環境、障害の有無等にかかわらず、全ての子どもがのびのび育つ環境をつくれます。また、全ての子どもの人権を守るとともに、生活の困窮や虐待など、様々な課題を抱える子どもやその家族への迅速で適切な対応の徹底に努めます。

3 計画の体系



4 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法（第61条第2項）では、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画において、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」を教育・保育提供区域として設定し、各年度の教育・保育の量の見込みを算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが義務付けられています。

本市では、人口規模や地域の特性、教育・保育を提供するための施設等の整備状況を勘案し、第2期計画から引き続き、市域全体を一つの教育・保育提供区域に設定します。

第4章 量の見込みと提供体制・確保の方策

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において各年度の量の見込みとその量に対応する確保量・実施時期を定めることとされています。

本市では令和6（2024）年2月に「沼田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、現状と今後の課題の把握に努めました。その結果と、令和6（2024）年までの利用実績、令和7（2025）年から令和11（2029）年の本市の人口推計に基づき、各年度のニーズ量の見込み値を算出し、提供体制・確保の内容を定めます。

1 教育・保育のニーズ量及び確保の方策

(1) 教育・保育認定の区分

教育・保育施設を利用する際は、子どもの年齢と保育を必要とする状況に基づき、1号から3号の認定を受ける必要があります。認定区分の概要は次のとおりです。

なお、いずれの認定にも該当しない0～2歳で、保育の必要性がない場合でも、必要に応じて「地域子ども・子育て支援事業」によるサービス等が利用できます。

子どもの年齢区分	保育の必要性	認定区分〈保育の必要量〉		利用できる施設
3～5歳	必要なし	1号認定 (教育標準時間認定)	-	幼稚園 認定こども園(教育部分)
	必要あり	2号認定 (保育認定)	〈保育標準時間〉	保育所(園) 認定こども園(保育部分) 地域型保育事業施設
	〈保育短時間〉		へき地保育所 企業主導型保育事業	
0～2歳	必要なし	認定対象外	-	-
	必要あり	3号認定 (保育認定)	〈保育標準時間〉	保育所(園) 認定こども園(保育部分) 地域型保育事業施設
	〈保育短時間〉		へき地保育所 企業主導型保育事業 事業所内保育事業	

* 2号認定、3号認定ともに、保育の必要量によって「保育標準時間」「保育短時間」の認定に区分され、「保育標準時間」区分はフルタイム就労を想定した最長11時間（11時間を超えて利用する場合は「延長保育」）、「保育短時間」区分は、パートタイム就労を想定した最長8時間（8時間を超えて利用する場合は「延長保育」）の利用

(2) 幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）

3～5歳児で、保育の必要がない場合の「1号認定」で利用できる幼稚園及び認定こども園（教育部分）について、以下のニーズ量を見込み、提供体制を確保します。

市内の公立幼稚園2園について、令和8（2026）年度末の廃園を予定していますが、認定こども園等との連携によって、教育を必要とする子どもの受入体制の確保と、子育て世帯の多様な就労状況や幼児教育への考え方に対応した質の高い教育の提供に努めます。

		令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
①ニーズ量の見込み		81	75	75	72	69
②確保の内容	教育・保育施設 (1号認定)	86	80	80	80	80
	確認を受けない 幼稚園	-	-	-	-	-
	計	86	80	80	80	80
確保量とニーズ量見込み の差	(②-①)	5	5	5	8	11

* ①ニーズ量の見込みは、令和5（2023）年度の3～5歳の住民基本台帳人口に占める同年度実利用者数の割合を基に同年齢の人口推計値から設定

(3) 保育所（園）・認定こども園等（2号認定、3～5歳児）

3～5歳児で、保育の必要がある場合の「2号認定」で利用できる保育所（園）及び認定こども園（保育部分）等について、以下のニーズ量を見込み、提供体制を確保します。

公立保育園については、統廃合の方針に基づき、令和10（2028）年度末には川田保育園の統合を予定していますが、今後も引き続き、保育を必要とする子どもの受入体制を確保し、子育て世帯の多様な就労状況や保育への需要に応じた質の高い保育の提供に努めます。

		令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
①ニーズ量の見込み		521	486	482	462	446
②確保の内容	保育園 ・認定こども園	644	644	644	644	605
	地域型保育	28	28	28	28	28
	企業主導型保育 (地域枠)	30	30	30	30	30
	計	702	702	702	702	663
確保量とニーズ量見込み の差	(②-①)	181	216	220	240	217

* ①ニーズ量の見込みは、令和5（2023）年度の3～5歳の住民基本台帳人口に占める同年度実利用者数の割合を基に同年齢の人口推計値から設定

(4) 保育所（園）・認定こども園等（3号認定、0～2歳児）

0～2歳児で、保育の必要がある場合の「3号認定」で利用できる保育所（園）及び認定こども園（保育部分）等について、以下のニーズ量を見込み、提供体制を確保します。

公立保育園については、統廃合の方針に基づき、令和10（2028）年度末には川田保育園の統合を予定しています。一方、ニーズ調査において、就学前児童の母親では産休・育休・介護休業中を含めたフルタイムでの就労をしている割合は5割以上、パートタイムでの就労を含めた割合は約9割となっています。このような状況を踏まえ、地域で暮らす子育て世帯が安心して働き続けるための支援体制として0～2歳児の保育体制の確保と、質の高い保育の提供に努めます。

(人)		令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
①ニーズ量の見込み	0歳	116	112	107	103	99
	1歳	121	120	115	110	106
	2歳	129	123	121	116	111
	0～2歳 計	366	355	343	329	316
②確保の内容	保育園 ・認定こども園	410	410	410	410	389
	地域型保育	12	12	12	12	12
	企業主導型保育 (地域枠)	15	15	15	15	15
	計	437	437	437	437	416
確保量とニーズ量見込み の差	(②-①)	71	82	94	108	100

* ①ニーズ量の見込みは、令和5（2023）年度の0～2歳の住民基本台帳人口に占める同年度実利用者数の割合を基に0～2歳の各年齢別人口推計値から設定

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じて様々な子育て支援を行う事業です。

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊娠中の人、教育・保育施設をはじめ、地域の子育て支援、保健・医療・福祉等の事業や関係施設を円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係施設との連絡調整と連携・協働を行います。

【沼田市の具体的な方向性】

「特定型」については、子ども課に配置している「子育てコンシェルジュ」が子ども課窓口や子ども広場を始めとする子育て支援拠点施設等において、子どもやその家族、妊娠中の人などへの情報提供や相談・助言等を行っています。また、必要に応じて関係機関との連携や連絡調整を行っています。

また、「こども家庭センター型」については、令和6（2024）年度に新たに創設され、今後は「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」を一体的に運営し、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、相談支援体制の強化を図ります。

特定型(子育てコンシェルジュ) (か所)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

こども家庭センター型 (か所)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

子どもとその家族が、気軽に集い、相互に交流する機会を提供するとともに、子育てについての相談対応や情報提供等を行います。

【沼田市の具体的な方向性】

子ども広場を始めとする3か所を地域子育て支援拠点に位置づけ、就学前までの親子が楽しく過ごせ、仲間づくりができる場を通して、情報提供や相談対応を行っています。

より多くの親子が安心して利用し、身近な場所で困りごとなどの相談ができるように、支援体制の確保と内容の充実を図ります。

	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み (人回)	1,194	1,128	1,081	1,039	1,002
確保の内容	1,194	1,128	1,081	1,039	1,002
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に随時必要に応じた医学的検査を実施します。

【沼田市の具体的な方向性】

医療機関に委託し、妊婦一人当たり14回分の受診票（県内統一受診券）を妊娠届出時に配布し、健診費用を助成するとともに、適切に受診できるように、情報提供と受診勧奨に努めます。

	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み (人)	180	173	165	159	153
確保の内容	180	173	165	159	153

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児を養育する全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境等の把握に努めます。また、養育に関する相談・助言等を行い、必要な支援につなげます。

【沼田市の具体的な方向性】

市の保健師と助産師が各家庭を訪問し、母子の健康状態等の確認を行うとともに、育児に関する相談対応を行っています。

母子の健康状態や養育環境等の的確な把握に努めるとともに、相談対応の充実を図り、状況に応じて適切な支援へつなげられるよう努めます。

	令和 7年度 (2025) (人)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み	165	159	151	146	140
確保の内容	165	159	151	146	140

(5) -1 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した状況から、養育を支援することが特に必要な家庭や、出産後の養育について出産前からの支援が特に必要と認められる妊婦に対して、養育が適切に行われるよう、家庭を訪問して、養育に関する相談や指導・助言等を行い、必要な支援につなげる事業です。

【沼田市の具体的な方向性】

適切な支援が行えるように、沼田市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）等の関係機関と連携し、事業の実施に向けて検討していきます。

(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

沼田市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関の職員や、地域ネットワーク関係機関の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。

【沼田市の具体的な方向性】

子どもの虐待防止だけでなく、支援を要する全ての子どもとその家庭について、関係機関が情報交換や必要な支援等について協議し連携して対応しています。

相談支援の内容が複雑化する中、専門的知識の習得や関係機関との連携の強化により、対応能力の向上に努めます。

(回/年)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
要保護児童対策地域協議会 実務者会議	12	12	12	12	12

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により、家庭での子どもの養育が一時的に困難となった場合や、保護者の負担軽減が必要な場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、適切に保護できる児童養護施設等において一定期間、養育・保護等の支援を行う短期入所生活援助（ショートステイ）事業です。

【沼田市の具体的な方向性】

本市には児童養護施設等の受入可能な施設がないため、県等の児童福祉施設や里親等、適切な保護ができる機関との調整を強化し、情報提供や利用支援に努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援）

乳幼児や小学生等の子どもがいる子育て中の保護者を対象として「子育てを手助けしてほしい人」と、そのような保護者の「子育てを手助けしたい人」が会員となり、子育てを一時的に援助する相互援助の仕組みで、双方の会員間の連絡調整等を行います。

【沼田市の具体的な方向性】

市内在住、在勤で、生後3か月から小学校6年生までの子どもがいる人が会員となる「お願い会員」と、市内在住、在勤で育児の援助ができる人が会員となる「まかせて会員」、両方に該当する「どっちも会員」を設定し、会員間の連絡調整等を行うとともに、「まかせて会員」を対象とする研修や講習会の開催、活動の支援を行っています。

援助が必要な人が安心して円滑に利用でき、地域の子育て支援に携わる市民の活動がより活かされるように、会員の確保と援助活動の充実を図ります。

(活動件数:件)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み	89	79	69	59	49
確保の内容	89	79	69	59	49

(8) 一時預かり事業

家庭での乳幼児の保育が一時的に困難となった際に、主に昼間に、認定こども園、保育所（園）、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保育を行います。

【沼田市の具体的な方向性】

7か所の保育園・認定こども園、ファミリー・サポート・センターで実施しています。保護者のニーズに対応するとともに、安心して預けられる体制の確保に努めます。

①在園児

	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み (人)	480	448	444	426	411
確保の内容	480	448	444	426	411
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

②在園児以外

	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	
ニーズ量の見込み (人)	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	72	69	67	64	62
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化 事業除く)	46	45	43	41	40
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
	計	118	114	110	105	102
確保の内容	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	72	69	67	64	62
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化 事業除く)	46	45	43	41	40
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
	計	118	114	110	105	102
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	

* ニーズ量の見込みは、令和5（2023）年度3～5歳（幼稚園児）、0～2歳（幼稚園児以外）の住民基本台帳人口と同年度実利用者数の割合を基に同年齢の人口推計値から設定

(9) 延長保育事業

保育認定（2号）を受けた子どもを対象として、通常の利用日、利用時間以外に、認定こども園、保育所（園）等で保育を行います。

【沼田市の具体的な方向性】

7か所の保育園・認定こども園（保育部）で実施しています。

保護者のニーズに対応するとともに、安心して預けられる体制の確保に努めます。

	令和 7年度 (2025) (人)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み	173	161	160	154	148
確保の内容	173	161	160	154	148
	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

* ニーズ量の見込みは、令和5（2023）年度3～5歳の住民基本台帳人口と同年度実利用者数の割合を基に同年齢の人口推計値から設定

(10) 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

【沼田市の具体的な方向性】

民間事業者への委託により病児保育施設を設置し、専任の保育士と看護師が子どもの症状に合わせた保育・看護を行っています（病児保育室「くるみ」）。令和5（2023）年度から、体調不良児対応型の施設が1か所増えて2か所となり、対応体制の充実に努めています。

民間事業者との連携・協働を強化し、体制の確保と充実に努めます。

		令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み	病児対応型	217	206	195	185	176
	体調不良児対応型	570	542	512	486	462
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0
	計	787	748	707	671	638
確保の内容	病児対応型	576	576	576	576	576
	体調不良児対応型	570	542	512	486	462
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0
	計	1,146	1,118	1,088	1,062	1,038
	病児対応型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	体調不良児対応型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

* ニーズ量の見込みは、令和5（2023）年度0～11歳人口（3,221人）と同年度実利用者数（病児対応型238人、体調不良児対応型629人）の割合（それぞれ7.4%、19.5%）を基に同年齢の人口推計値から設定

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に通う児童を対象として、授業の終了後や長期休業期間等に、遊びを主とした生活指導を行い、子どもの健全な育成を図ります。

【沼田市の具体的な方向性】

市内では令和6（2024）年度に1か所増えて17の学童クラブがあり、それぞれの地域特性を活かした活動を行っています。また、定期的に学童クラブ間の情報交換を行う機会を設け、これを活かした、より効果的な活動や運営に努めています。

子どもたちが楽しく、有意義に放課後や長期休業期間等の時間を過ごし、その保護者が安心して子どもを託し、就労等との両立が図れるよう、体制の確保と充実を図ります。

		令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み	1年生	140	133	106	115	109
	2年生	121	118	112	90	97
	3年生	111	103	100	95	76
	4年生	72	67	62	60	57
	5年生	45	42	39	36	35
	6年生	28	29	27	25	23
	計	517	492	446	421	397
確保の内容		577	577	577	577	577

○放課後子ども教室推進事業

【沼田市の具体的な方向性】

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）にあわせ、放課後子ども教室推進事業を推進しています。放課後子ども教室では、保護者の就労状況等にかかわらず、小学校に通う子どもに対し、放課後等に多様な体験や活動ができる場を、市内で4教室設けています。

学童クラブとの連携や一体的な事業展開が進められており、教育分野と福祉分野の連携により、子どもたちが放課後等の時間を活用し、安全により多くの学びや体験ができるよう努めます。

(か所)		令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
確保の内容	学童クラブと一体的に実施※1	1	1	1	1	1
	学童クラブと連携して実施※2	3	3	3	3	3
	計	4	4	4	4	4

※1 一体的に実施：同一の小学校内等で両事業を実施

※2 連携して実施：小学校外（公民館等）で両事業を連携して実施

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等※に保護者が支払うべき日用品や文房具等、教育・保育に必要な物品の購入または行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

※ 特定教育・保育施設等：公立保育園や認定こども園など、市町村の認定を受けた施設や事業

【沼田市の具体的な方向性】

国の指針に基づき実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

【沼田市の具体的な方向性】

国の指針等に基づき検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事や子育て等に不安や負担を感じている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、それぞれの不安や悩みを聞くとともに、家事や子育て等の支援を行い、家庭環境や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まることの未然防止を図る事業です。

【沼田市の具体的な方向性】

適切な支援が行えるように、沼田市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）等の関係機関と連携し、事業の実施に向けて検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境や学校生活等に課題を抱える子どもの居場所を設け、子どもとその家族が抱える多様な課題に応じた生活習慣の形成、学習の支援、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎ、連携を図るなど、それぞれの状況に応じた包括的な支援により、虐待の防止、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【沼田市の具体的な方向性】

適切な支援が行えるように、沼田市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）等の関係機関と連携し、事業の実施に向けて検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩み、不安を抱えている保護者及びその子どもを対象に、講義やグループでの体験等を通じて、子どもの心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談・助言を行うとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等の支援を行い、親子間の適切な関係性の構築を促進する事業です。

【沼田市の具体的な方向性】

適切な支援が行えるように、沼田市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）等の関係機関と連携し、事業の実施に向けて検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等の心身の状況や、それぞれが置かれている環境等を把握するとともに、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談対応等の支援を行います。

【沼田市の具体的な方向性】

妊娠届出時や健康診査等、様々な機会を活用し、安心して妊娠期を過ごし、出産できるよう情報提供や相談対応の体制を確保します。

	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み (年間延べ回数)	540	519	495	477	459
確保の内容	540	519	495	477	459

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に、保育施設等を利用できる「こども誰でも通園制度」が、令和8（2026）年度より実施されることから、制度の円滑な推進を図るとともに、その周知に努めます。

【沼田市の具体的な方向性】

全ての子どもの育ちを応援するとともに、子育て世帯の多様な暮らし方に対応できるよう、新たな制度についての周知に努めます。

		令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み (年間利用述べ人数)	0歳	-	12	12	12	12
	1歳	-	60	60	60	48
	2歳	-	36	36	36	36
確保の内容	0歳	-	12	12	12	12
	1歳	-	60	60	60	48
	2歳	-	36	36	36	36

(19) 産後ケア事業

産後、家族等から十分な家事や育児の支援が受けられず、心身の不調や育児に不安のある産婦・児に対して、医療機関において産婦のケアや育児のサポートを行います。

【沼田市の具体的な方向性】

妊娠期からの状況の把握に努め、必要に応じた適切な利用につなげることで、安心して産後のケアが受けられる環境づくりを推進します。宿泊型、日帰り型は産後4か月未満、訪問型は産後1年未満で、利用に際して1回または1泊につき2,500円を限度として助成します。

(年間延べ利用人数)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
ニーズ量の見込み	103	99	95	91	88
確保の内容	103	99	95	91	88

第5章 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み・育てられる環境をつくる

基本方針1 妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援

子どもを持つ希望を支え、安心して妊娠から出産、育児ができるよう、医療や子育てに係る機関や専門家等と連携し、切れ目のない支援の充実を図ります。

1	不妊治療費助成事業	健康課
	不妊に悩む夫婦へ治療費の一部を助成するとともに、情報提供等により不安の解消と経済的支援を行います。	
2	不育症治療費助成事業	健康課
	不育症に悩む夫婦へ治療費の一部を助成するとともに、情報提供等により不安の解消と経済的支援を行います。	
3	妊婦窓口相談	健康課
	妊娠届出時の母子健康手帳と妊婦健康診査受診票の交付、妊娠時の母胎の変化や妊娠経過に関する保健指導で、妊婦の精神的な安定を促し、安心して出産に臨めるよう支援します。	
4	妊婦健康診査事業【地域子ども・子育て支援事業の再掲】	健康課
	妊婦健診費の一部を助成することにより、経済的な負担軽減を図るとともに、母子の健康を確保するために医療機関と連携して定期受診を促進します。	
5	マタニティセミナー	健康課
	妊娠や出産、育児について正しい知識を習得し、親としての意識の醸成を図るとともに、仲間づくりを行い、安心して妊娠や出産、育児に臨めるように支援します。	
6	妊婦歯科健康診査	健康課
	妊婦歯科健診費の一部を助成することにより、経済的な負担軽減を図るとともに、歯周病等を早期に発見し、必要に応じ適切な指導をうけることができるよう、医療機関と連携して受診を促進します。	

7	風しん予防接種費用助成	健康課
---	--------------------	-----

妊娠を予定若しくは希望する女性及びパートナー又は妊娠をしている女性のパートナーに対して風しん予防接種費用の一部を助成することにより、妊婦の風しん感染症及び先天性風しん症候群の発生予防を図ります。

8	ファミリー・ファーストブック事業	健康課
---	-------------------------	-----

妊娠期からの親子のコミュニケーションを促すとともに、母性、父性を育めるよう本を使った取組の周知に努め、活用を促します。

基本方針2 子どもと母親の健康支援

子どもと母親の心身の健康を支え、安心して子育てができるよう、医療や子育てに係る機関や専門家等と連携し、それぞれの世帯の状況を踏まえたきめ細かい支援の充実を図ります。

1	産後ケア事業【地域子ども・子育て支援事業の再掲】	健康課
	産後、家族等から十分な家事や育児の支援が受けられず、心身の不調や育児に不安のある産婦・児に対して、医療機関において産婦のケアや育児のサポートを行います。	
	宿泊型、日帰り型は産後4か月未満、訪問型は産後1年未満を対象として、利用に際して支払った利用料1回又は1泊につき2,500円を限度として助成します。	
2	産婦健康診査	健康課
	産後2週間と1か月の産婦健康診査費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めます。	
3	1か月児健康診査	健康課
	産後1か月児の健康診査費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、医師の個別健診を通して乳児の発育・発達について確認し、疾病の早期発見と早期治療及び健康増進を図り、出産後から就学前までの切れ目のない支援につなげていきます。	
4	新生児聴覚検査	健康課
	新生児聴覚検査費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、先天性の聴覚障害の早期発見・治療を促進します。	
5	養育医療の給付	健康課
	入院加療を必要とする1歳未満の未熟児に対し、医療費の自己負担分を助成します。	
6	小児医療や周産期医療体制の確保	健康課
	関係機関と連携し、小児医療や周産期医療体制の確保に努めます。	
7	任意の予防接種の費用助成	健康課
	子どものおたふくかぜ及びインフルエンザの予防接種費用の一部を助成することにより、それら疾患の発症や重症化の予防を図ります。	
8	母子訪問指導	健康課
	乳幼児の健全な成長や発達の支援、母親の育児に対する不安を軽減するため、乳児全戸訪問事業にあわせて、相談・指導を行います。	
	対象者：妊産婦、未熟児、新生児、乳幼児、ハイリスク家庭	

9	乳児健康診査	健康課
---	--------	-----

健康診査及び育児・生活指導を行い、乳児の成長・発達を確認し、乳児に適した育児を自信を持ち楽しんでできるよう支援します。また保護者が事故防止や事故発生の際、的確に対応できるよう情報提供を行います。

4 か月児健康診査の対象者：3～4 か月児

10 か月児健康診査の対象者：9～10 か月児

10	幼児健康診査	健康課
----	--------	-----

身体及び精神面の発達・発育を確認するとともに、医師の診察による疾病の早期発見、歯科医師の口腔健康診査並びに保健師・栄養士・歯科衛生士・心理相談員などによる面接相談により、保護者の悩みを聴き、助言指導を行うことで子育てを応援します。

1 歳 6 か月児健康診査の対象者：1 歳 6 か月～1 歳 7 か月児

2 歳児歯科健康診査の対象者：2 歳になる月～2 歳 4 か月

3 歳児健康診査の対象者：3 歳 2 か月～3 歳 6 か月

11	予防接種の勧奨推進	健康課
----	-----------	-----

感染症予防のため、予防接種法に基づく予防接種を適切に受けられるよう広報や個人通知により接種を勧奨します。

12	チャイルドシート購入費補助事業	子ども課
----	-----------------	------

チャイルドシート購入日又は補助金交付申請日において、1 歳未満の乳児を養育している保護者に、購入費用の2分の1を助成します（上限 5,000 円）。

13	外国語での対応	子ども課
----	---------	------

外国から移住した世帯等の妊娠・出産・育児について、切れ目のない支援ができるよう、外国語翻訳機等の活用による対応を図るとともに、適切な情報提供に努めます。

基本目標2 ゆとりを持って子育てできる環境をつくる

基本方針3 ゆとりのある楽しい子育ての支援

子育て中の家族が自信とゆとりを持って楽しく子育てできるよう、子育てへの不安や孤立感の解消につながる情報提供や支援体制を強化するとともに、子育て中の家族が交流しやすい機会の充実を図ります。

1	育児相談	健康課
乳幼児の保護者等を対象とした相談事業により、乳幼児の栄養・歯科・育児に関する保健指導を行い、健全な発育発達を促進します。また、保護者同士の交流を深め、育児不安の解消を図ります。		
2	発達相談	健康課
言語面や精神面で心配のある幼児に対して、心理職による個別相談を通し、その子が持っている力を十分発揮できるよう支援を行います。		
3	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター) 【地域子ども・子育て支援事業の再掲】	子ども課
0歳から就学前までの子どもとその家族が、気軽に集い、相互に交流する機会を提供するとともに、子育てについての相談対応や情報提供等を行います。		
4	子育てコンシェルジュ【地域子ども・子育て支援事業の再掲】	子ども課
子どもとその保護者が身近な場所で、教育・保育その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談対応や助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行います。		
5	こども誰でも通園制度の推進【地域子ども・子育て支援事業の再掲】	子ども課
0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる制度の推進を図ります。 (令和8(2026)年度より実施予定)。		
6	子育てガイドブックの活用促進	子ども課
沼田市の子育てに関する情報をまとめた冊子を民間事業者との連携によって作成するとともに、スマートフォン等の端末でも気軽に利用できるよう情報の提供に努めます。		

基本方針4 子育て・暮らし・仕事のバランスづくりの支援

子育てやライフスタイルに関する考え方、働き方や価値観が多様化する中、子育てと仕事、家庭生活や一人ひとりの暮らし方の希望をかなえやすい環境づくりが求められています。子育てと暮らし、仕事のバランスがとりやすいよう、事業者等と連携して働く環境の改善に努めます。また、男女がともに社会や家庭の様々な役割を担い合う男女共同参画の地域づくりを推進します。

1	ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金交付	産業振興課
---	------------------------------	-------

男性の育児参加の促進と女性の活躍を推進し、安定した雇用を創出するため、育児休業等を取得した労働者を雇用する中小企業者（常時雇用 300 人以下）に奨励金を交付します。

2	子育て世代の働きたいを応援する面接相談会	産業振興課
---	-----------------------------	-------

就労意欲のある子育て世代の就業機会を推進するため、子育て世代の雇用に積極的な企業との面接相談会を開催し、仕事と家庭の両立支援及び雇用の拡大を図ります。

基本方針5 子どもたちが楽しく学び・暮らせる環境づくり

子育て世帯の経済的な負担を軽減することで、暮らしを支援するとともに、育つ環境等にかかわらず、全ての子どもたちの学びと将来に向けた希望の実現を支援します。また、豊かな森林や清らかな河川などの自然環境、本市が誇る森林文化を身近に感じながら、子どもたちが地域の中で楽しく学び・暮らすことができる環境づくりを推進します。

1	沼田市学校給食費無償化事業	教育総務課
<p>子育て世帯を経済的に支援し、子どもたちが安心して栄養のある給食を食べられるような環境を整えます。(対象は沼田市学校給食センターから提供する給食を受けている沼田市立小中学校及び群馬県立沼田特別支援学校に在籍する市内在住の小中学生)。</p>		
2	高校生通学定期券購入補助事業	企画政策課
<p>バスで通学する高校生の負担軽減及び路線バスの利用促進を図るため、市内で運行する路線バスの通学定期券の購入に対し、補助金を交付します。</p>		
3	新生児誕生祝い品贈呈事業(ウッドスタート事業※)	農林課
<p>新生児を対象に、沼田市産の木材、沼田市内の木工職人によって製作されたオリジナル木製おもちゃ(「沼田のてんぐつみき」・「沼田のりんごつみき」、いずれも非売品)を誕生祝い品として贈呈します。生後間もない頃から木の“香り”、“温かみ”、“やわらかさ”、“やさしさ”などを五感で感じるにより、親子の楽しい時間の形成や心豊かな子どもの成長につながることを目指しています。</p>		
4	「ふるさとの魚」放流促進事業	農林課
<p>小学生、保育園・幼稚園児を対象に、子どもたちが魚に親しむ場の拡大や自然を大切にする心の形成、水産資源の保全を図るため、ニジマスなどの川魚の放流とふれあいを通じた学びの場を提供します。</p>		
5	木育プログラム実践事業	農林課
<p>「沼田木育」の推進のため、専門講師による指導のもと、保育園(モデル園)にて、自然体験や木工品製作などの木育プログラムを実施します。</p>		

※ ウッドスタート事業：沼田市は、令和2(2020)年に「ウッドスタート宣言」を行い、「子どもをはじめとする全ての人が木と触れ合うことで、木と学び、自然を大切に考えて行動できる心を育む」ことを目的とする「沼田木育」に取り組んでいる。この事業で贈られるおもちゃ「沼田のてんぐつみき」「沼田のりんごつみき」は、沼田市産のスギ、桑、ヒノキを使用

基本目標3 全ての子どもが暮らしやすい環境をつくる

基本方針6 児童虐待防止対策の強化

子どもの育つ環境や家庭の状況、暮らし方の多様化が進む中、児童虐待を防ぐための課題が複雑化しています。そのような状況を踏まえ、相談対応や状況把握等を通して虐待の発生予防、早期発見と対応に努めるとともに、関係機関等との連携・協力体制を強化し、切れ目のない包括的な支援を推進します。

1	要保護児童対策地域協議会(支援体制の強化)	子ども課
虐待の発生予防、早期発見・対応と再発防止に向けて、地域の関係機関・団体が連携し、情報の収集と共有を図る「要保護児童対策地域協議会」の要保護児童への支援体制を強化します。		
2	こども家庭センター(相談体制の強化)	子ども課
家庭や子育てに関する様々な困りごとに対する専門職員の対応力向上を図るとともに、より相談しやすい環境づくりに努めます。また、虐待の疑いがある場合については、関係機関との連携により、迅速な対応に努めます。		
3	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 【地域子ども・子育て支援事業の再掲】	健康課・子ども課
生後4か月までの乳児を養育する全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。		
4	乳幼児期の相談	健康課
乳幼児健康診査、母子相談等を通して子育てに関する悩みや、不安の解消に努めます。		

基本方針7 ひとり親家庭の暮らしの支援

ひとり親家庭における暮らしが、暮らしやすく、子育てへの不安や問題の解消に向けた相談対応、情報提供を推進するとともに、適切な支援に努めます。

1	ひとり親家庭医療費助成	国保年金課
	ひとり親家庭に医療費の自己負担分を助成します。	
2	児童扶養手当	子ども課
	ひとり親家庭の児童が健やかに育つよう、生活の安定と自立を支援するため手当を支給します。	
3	母子・父子自立支援員の充実	子ども課
	ひとり親家庭の親の自立と生活の安定を支援するための相談対応や必要な情報の提供を行う母子・父子自立支援員の充実に図ります。	
4	母子生活支援施設への入所支援	子ども課
	保護が必要な母子家庭世帯が入所し、自立支援を受けることができるよう支援します。	
5	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	子ども課
	ひとり親家庭の親及び子どもの学び直しを促し、安定した雇用や新たな就業機会を創出するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合の費用の一部を助成します。	
6	養育費に関する公正証書等作成支援補助金事業	子ども課
	ひとり親家庭の親が、養育費の取り決めに関する公正証書等を作成した場合に費用の一部を助成します（上限 30,000 円）。	
7	高等職業訓練促進給付金等事業	子ども課
	ひとり親家庭の親が、就職を有利に進め、かつ生活の安定を図るための資格習得を目指して、養成機関等で修業する場合に給付金等を支給します。	
8	自立支援教育訓練給付金事業	子ども課
	ひとり親家庭の親が、職業能力の開発及び資格を取得するための講座を受講する場合に、給付金等を支給します。	

基本方針8 障害児施策の充実

障害の有無にかかわらず、全ての子どもがその可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心して暮らせるよう、障害児一人ひとりの状況や希望に応じた専門的な支援の充実を図ります。また、障害の早期発見・早期療育と相談対応、関係機関や施設等との連携を強化し、子どもの成長や状況に合わせた切れ目のない支援に努めます。

1	障害児への医療費助成	国保年金課
重度心身障害を抱える子どもに対し、医療費の自己負担分を助成します（所得制限があります）。		
2	障害児通所支援事業	社会福祉課
児童福祉法に基づいて障害児通所支援施設（児童発達支援、放課後デイサービス等）に対し、給付支援を行います。		
3	日常生活用具給付事業	社会福祉課
在宅の重度身体障害児や知的障害児に対し、日常生活に必要な用具を給付します。		
4	補装具支給制度	社会福祉課
身体障害児に対し、補装具を給付します。		
5	自立支援医療(育成医療)	社会福祉課
18歳未満の障害のある児童又は疾病を放置すると将来障害を残すと認められる児童が、手術等により確実な治療効果が期待できる場合、その医療費の一部を給付します。		

基本方針9 子どもの貧困対策の推進

家庭や育つ環境にかかわらず、全ての子どもがその可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心して暮らせるよう、子どもの貧困対策を推進します。

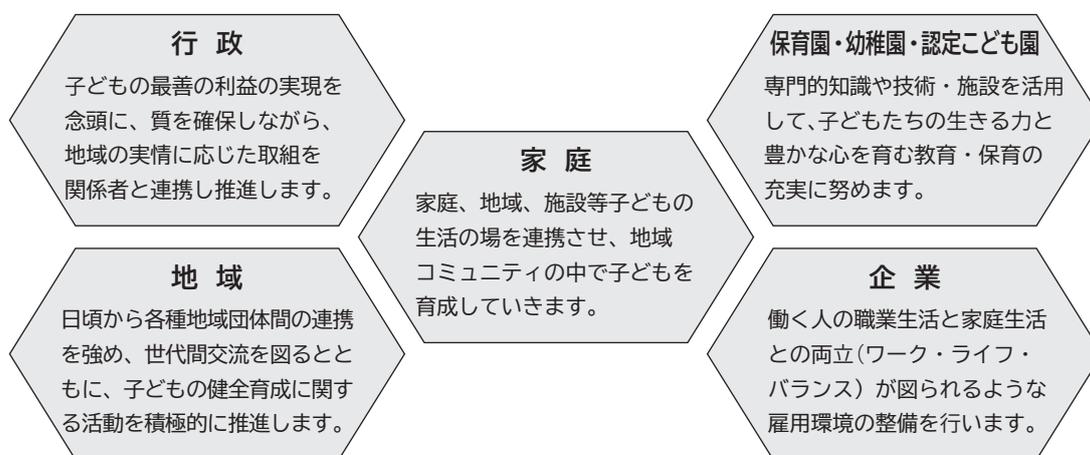
1	子どもの学習支援事業	社会福祉課
生活に困っている家庭の児童・生徒等を対象に、週1回から週2回程度の無料の学習支援を行います。		
2	子ども食堂や学習支援に取り組む団体との連携推進	子ども課
子ども食堂や子どもの学習支援等の機会を通して地域の子育て世帯等を支援する活動団体との連携を推進します。		

第6章 計画の推進体制・進行管理

1 推進体制

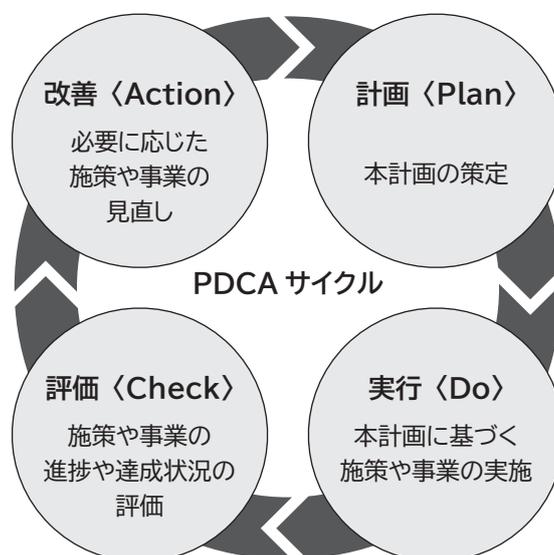
本計画は、行政、教育・保育施設関係者、その他の子育て関係機関・団体が連携して推進するものとしします。

また、計画の具現化にあたっては、上記の各関係者だけでなく、市民や地域、民間事業者等、まちを支える各主体がそれぞれに役割を果たす必要があり、その働きかけや情報提供を積極的に行います。



2 進行管理

子ども・子育て支援法の規定に基づき設置している「沼田市子ども・子育て会議」において、本計画(Plan)に基づき実施する施策や事業(Do)の達成状況を継続的に評価(Check)し、その結果を踏まえた改善(Action)を図るPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。



資料編

1 計画策定の経過

年 月	会議等	内 容
令和5（2023）年度		
8月25日	第1回 子ども・子育て会議	○沼田市子ども・子育て支援事業計画進捗状況について ○沼田市子ども家庭総合支援拠点について
11月13日	第2回 子ども・子育て会議	○会長及び副会長の選出について ○沼田市子ども・子育て会議について ○沼田市子ども・子育て支援事業計画について
2月7日～ 2月29日	沼田市子ども・子育て支援事業に関する ニーズ調査	○調査対象：小学校就学前児童 保護者 600人 小学生児童 保護者 700人
令和6（2024）年度		
8月23日	第1回 子ども・子育て会議	○沼田市子ども・子育て支援事業計画進捗状況について ○第3期沼田市子ども・子育て支援事業計画について
11月11日	第2回 子ども・子育て会議	○沼田市子ども・子育て支援事業計画の策定について
1月20日～ 2月17日	第3回 子ども・子育て会議 (書面開催)	○第3期沼田市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
1月17日～ 2月17日	沼田市市民意見提出 手続き(パブリック コメント)の実施	○意見等受付件数：0件

2 沼田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、沼田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 子育て会議の庶務は、子ども課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沼田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 沼田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 沼田市・子ども・子育て会議委員名簿

50音順（敬称略）

	氏名	推薦団体等	備考
1	井上 政道	沼田市民生委員児童委員協議会	会長
2	上原 和好	市立幼稚園保護者代表	
3	大岡 智美	認定こども園保護者代表	
4	小尾 清	沼田市青少年育成連絡協議会	
5	櫛 渕 洋介	認定こども園代表	副会長
6	黒岩 勝美	私立保育園代表	
7	郷津 友香	市立保育園保護者代表	
8	小寺 楓	学童クラブ代表	
9	塩野 和則	私立保育園保護者代表	
10	中澤 昌樹	小中学校PTA連合会	
11	久保 直孝	利根沼田保健福祉事務所	
12	森田 経代	沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会	
13	山崎 えり奈	公募委員	
14	吉田 広幸	沼田市小中学校長協議会	
15	和田 彩乃	学童クラブ保護者代表	

委嘱期間 令和5（2023）年11月1日から令和7（2025）年10月31日まで



第3期沼田市 子ども・子育て支援事業計画

発行／沼田市
発行年月／令和7年3月
編集／沼田市 健康福祉部 子ども課
住所／〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地
電話／0278-23-2111（代表）
F A X／0278-24-5179
U R L／<https://www.city.numata.gunma.jp/>